

岡山県県土保全条例の手引き

令和 8 年 4 月

岡山県県民生活部中山間・地域振興課

目 次

○岡山県県土保全条例による開発許可制度のあらまし	1
○関係規程等	
1 岡山県県土保全条例	13
2 岡山県県土保全条例施行規則	23
3 岡山県県土保全条例施行規則に規定する書類の様式を定める要綱	50
4 ゴルフ場開発指針	51
○様式・書式例等	
1 事前協議関係	55
2 開発行為許可申請関係	65
3 環境保全計画書等	81
4 特例団体協議関係	87
5 協定書・覚書・自然保護協定	93
6 検査事務処理要領	103

岡山県県土保全条例による開発許可制度のあらまし

1 開発許可制度のあらまし

開発行為……開発行為とは、「土地の区画形質の変更」をいいます。

形の変更とは、切土、盛土等により、土地の形状を物理的に変更することをいいます。

質の変更とは、農地等を宅地とする行為など、土地の有する性質を変更することをいい、将来にわたり現状と異なる目的に利用することとなる質の変更が開発行為に当たります。

<開発行為の例>

宅地造成、屋外駐車場、資材置き場、採土・捨土、土石や樹根の採掘、樹木の抜根後の埋め戻し、開墾、現況地面への砂利・採石の敷設、重機による転圧、太陽光発電設備の基礎打ち等

(1) 開発許可

県土の1ha以上の開発行為については、開発行為許可申請書により知事の許可を受けなければ、工事に着手することができません。

開発許可の申請に際しては、次の事項に留意してください。

ア 10ha以上の規模の開発計画については、知事との事前協議及び関係市町村長との開発協定等の手続が終わってから申請することとなっています。また、10ha未満の開発計画についてもあらかじめ市町村の開発担当課へよく相談してください。

イ 開発許可申請に際しては、あらかじめ開発計画に関係のある公共施設の管理者の同意や、公共施設の新設、改良、付替等を行う場合の当該公共施設を管理することとなる者との協議が必要です。

ウ 関係市町村との間で開発協定や細目の覚書等があるときは、その状況を明らかにしてください。

(2) 開発行為の 事前協議

…10ha以上の大規模な開発行為をしようとする事業主は、土地の所有権その他土地の利用権を取得する契約締結前に、開発行為事前協議申出書によって知事と協議をしなければならないことになっています。

(3) 開発協定の 締結

…10ha以上の大規模な開発行為については、地域社会に及ぼす影響が大きいので地域住民の意向を十分反映させる必要もあって、事業主は、知事との事前協議が終了したのち、関係市町村長と条例の規定事項について開発協定を締結しなければならないこととしています。

(4) 審議機関

…事業主から申出のあった事前協議及び開発許可申請については、10ha以上の開発行為は岡山県土地利用調整会議の、10ha未満の開発行為は県民局土地利用調整会議における審議、調整を経たのち、開発許可申請に係るものについては岡山県土地開発審査会へ諮問し、その意見を聴くことにしています。

(5) 許可後の 届出

…開発許可を受けた者は、工事着手及び完了の時期、工事の中止又は廃止等をするときは、知事に届出をしなければなりません。

(6) 工事の検査

…工事の完了の届出があった場合は、その工事が開発許可等の内容に適合しているかどうかを検査することになっています。また、工事の途中においても必要な立入検査等を行うことができます。

(7) 許可に至る手続き及び工事完了までの手続き

許可に至る手続き及び工事完了までの手続きの系統図は、別表1のとおりです。

(8) この条例の 適用

① この条例は、昭和48年3月27日に公布、昭和48年5月1日に施行され、施行の日以後の土地の売買及び開発行為について適用されます。施行の日においてすでに買収済みの場合及び開発行為に着手している場合でも、その後の行為についてはこの条例が適用されますので、この条例の定めるところにより手続をする必要があります。

許可に至る手続き及び工事完了までの手続きの系統図は、別表1のとおりです。

② 次に掲げる開発行為は、この条例の適用を受けません。

- ア 都市計画法に基づく開発行為のうち、同法の許可を要するもの等
 - イ 宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の適用を受ける開発行為
 - ウ 採石法及び砂利採取法に基づいて行う岩石又は砂利の採取行為
 - エ 森林法に基づく地域森林計画対象民有林の開発行為及び同法に基づく保安林の指定の解除を伴う開発行為で規則で定めるもの
 - オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき廃棄物の最終処分場を設置する行為で規則で定めるもの
 - カ 鉱山保安法及び鉱業法に基づいて行う工事
 - キ 道路、公園、河川その他規則で定める公共の用に供する施設の整備等に関する開発行為
 - ク 開発行為に伴う災害の発生のおそれがないと認められる開発行為として規則で定めるもの
 - ケ 土地改良法による土地改良事業として行う開発行為、森林法による地域森林計画に基づく森林の経営、管理を行うために必要な開発行為、沿岸漁業改善資金助成法による沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業として行う開発行為、その他農林漁業振興のため、法令に基づき又は国若しくは地方公共団体の助成を受けて行う開発行為
 - コ 国、地方公共団体が行う開発行為
 - サ 岡山市において行う開発行為
 - シ 倉敷市において行う 10ha 未満の開発行為
- ③ 次に掲げる開発行為は、②により条例に基づく許可を受ける必要はありませんが、土地の所有権その他土地の利用権を取得する契約の締結前に、開発行為事前協議申出書によって知事と協議しなければならないこととなっています。
- ア 都市計画法に基づく開発行為のうち 10ha 以上のもの
 - イ 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく開発行為のうち 10ha 以上のもの
 - ウ 森林法に基づく開発行為及び同法に基づく保安林の指定の解除を伴う開発行為で規則で定めるもののうち 10ha 以上のもの
 - エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき廃棄物の最終処分場を設置する行為で規則で定めるもののうち 10ha 以上のもの

(9) **環境保全計画等の提出**

土砂搬入を伴う開発行為における土壌の安全性を確保するため、「土砂等に係る環境保全計画書」等の書類の添付を義務づけています。

3 公社・公団等の特例

公社・公団等で規則で定める団体が、この条例の適用を受ける開発行為をしようとするときは、条例に基づく事前協議及び許可申請は必要ありません。

この場合、当該団体は、あらかじめ知事と協議しなければならないことになっています。

4 監督処分・罰則等

- ・知事は、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、勧告若しくは助言をし、又は職員に立入検査をさせることができます。
- ・知事は、不正に許可を受けた者や許可条件に違反した者に対し、許可を取り消すことができます。
- ・知事は、無許可開発や基準に適合しない工事について、工事の停止、原状回復その他必要な措置を講じることを命令することができます。
- ・監督処分等知事の命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。

5 申請書類等

事前協議の申出，開発許可申請等すべて書類の受付機関は市町村の開発担当課（ただし，開発区域が2以上の市町村にまたがるものは県民局）が窓口となっています。

また，申請に際して必要な書類，添付図面等の種類，部数等は，おおむね別表2に掲げるとおりです。

6 申請手数料

開発行為の許可申請又は変更許可申請については、別表3の手数料を中山間・地域振興課（10ha以上の場合）又は県民局（10ha未満の場合）から送付される納入通知書により、期限内に納付しなければなりません。

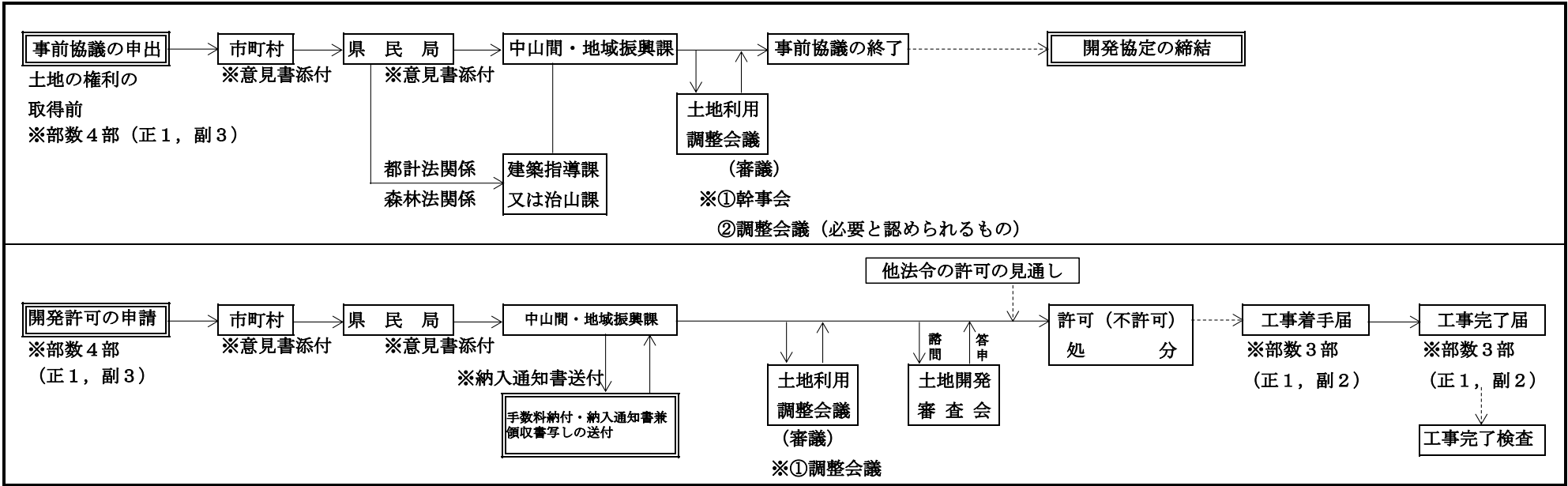
納付後FAX等により納入通知書兼領収書写しを提出してください。

7 その他

岡山県県土保全条例の施行に関する規程は、次のとおりです。

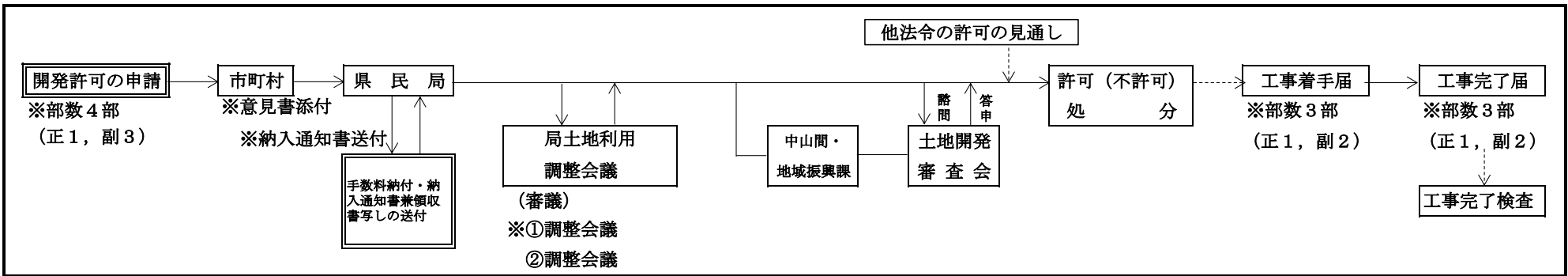
- | | |
|-----------------------------------|--|
| (1) 岡山県県土保全条例施行規則 | [昭和48年岡山県規則第36号
昭和48年4月24日公布，同年5月1日施行] |
| (2) 岡山県土地開発審査会規則 | |
| (3) 岡山県土地利用調整会議設置規程 | [昭和48年岡山県訓令
岡山県企業訓令
岡山県教育委員会訓令第1号
岡山県警察訓令
昭和48年4月24日公布，同年5月1日施行] |
| (4) 岡山県県土保全条例施行規則に規定する書類の様式を定める要綱 | |

別表 1-1 許可に至る手続及び工事完了までの手続 (10ha以上の場合)



— 4 —

別表 1-2 許可に至る手続及び工事完了までの手続 (10ha未満の場合)



別表2-1 申請書類等 (10ha以上)

区 分	図 書 の 種 類	①協議申請部 数 (部)	②土地利用調整会 議, 土地開発審査会 用資料部数 (部)	備考
事前協議 (条例 第4条 第1項 規則 第2条)	1. 開発行為事前協議申出書	4	—	
	2. 開発計画の概要	4	注	
	3. 開発予定区域の位置, 区域及び付近の状況を明らかにした地図 (1/25,000以上)	4	注	
	4. 主な工事施行経歴書	4	注	
	5. 資金計画書	4	注	
	6. その他知事が必要と認める図書	4	—	
許可申請 (変更を含む 条例 第5条 第7条 規則 第3条 第5条)	1. 開発行為許可申請書	4	—	
	2. 開発計画の概要	4	注	
	3. 開発区域の位置, 区域及び付近の状況を明らかにした地図 (1/25,000以上)	4	注	
	4. 開発目的にかかる施設の規模及び構造を明らかにした平面図, 立面図, 断面図, 構造図及び意匠配色図 (1/3,000以上)	4	注	
	5. 資金計画書	4	注	
	6. 施設の管理計画書	4	注	
	7. 開発協定書の写し	4	—	
	8. 開発区域内の権利者の同意書	4	—	
	9. 公共施設の管理者の同意書	4	—	
	10. 公共施設の管理者との協議書	4	—	
	11. 主な工事施行経歴書 (施行者)	4	注	
	12. 資産状況報告書 (事業主)	4	注	
	13. 開発区域の状況が把握できる写真	4	注	
	14. 地域住民に対する説明会の実施状況の報告	4	注	
	15. その他知事が必要と認める図書	4	—	
届 出 (条例 第8条 規則 第6条)	工事着手・完了・時期変更・中止・再開届	3	—	注4
	工事施行者変更届	3	—	注4
	工事廃止届	3	—	注4

(注) 1 事前協議・許可申請部数①欄の4部は正本1部, 副本3部 (中山間・地域振興課: 正1, 副1 県民局: 副1, 市町村: 副1) とし, 関係市町村を經由し提出すること。

2 届出部数①欄の3部は正本1部, 副本2部 (中山間・地域振興課: 正1, 県民局: 副1, 市町村: 副1) とし, 関係市町村を經由し提出すること。

3 土地利用調整会議, 土地開発審査会用資料は, 部数を確認の上, 中山間・地域振興課へ提出すること。

4 届出には, それぞれ次の書類を添付すること。

(1) 着手届: 法令による許認可通知書の写し, 規制解除通知の写し, 実施工程表

(2) 着手時期変更届
(3) 完了時期 " : 実施工程表

(4) 工事再開届
(5) 工事一時中止届
(6) 工事廃止届 } : 事業主の行った防災措置の報告, 損失を受ける者に対する措置の報告

(7) 工事施行者変更届: 主な工事施行経歴書

(8) 完了届: 検査状況報告書, 完成写真, 工事写真

別表 2 - 2 申請書類等 (10ha未満)

区 分	図 書 の 種 類	①申請部数 (部)	②土地利用調整会 議, 土地開発審査会 用資料部数 (部)	備考
許可申請 (変更を含む) 条例 第5条 第7条 規則 第3条 第5条	1. 開発行為許可申請書	4	—	
	2. 開発計画の概要	4	注	
	3. 開発区域の位置, 区域及び付近の状況を明らかにした地図 (1/25,000以上)	4	注	
	4. 開発目的にかかる施設の規模及び構造を明らかにした平面図, 立面図, 断面図, 構造図及び意匠配色図 (1/3,000以上)	4	注	
	5. 資金計画書	4	注	
	6. 施設の管理計画書	4	注	
	7. 開発区域内の権利者の同意書	4	—	
	8. 公共施設の管理者の同意書	4	—	
	9. 公共施設の管理者との協議書	4	—	
	10. 主な工事施行経歴書 (施行者)	4	注	
	11. 資産状況報告書 (事業主)	4	注	
	12. 開発区域の状況が把握できる写真	4	注	
	13. 地域住民に対する説明会の実施状況の報告	4	注	
	14. その他知事が必要と認める図書	4	—	
届 出 条例 第8条 規則 第6条	工事着手・完了・時期変更・中止・再開届	3	—	注4
	工事施行者変更届	3	—	注4
	工事廃止届	3	—	注4

(注) 1 許可申請部数①欄の4部は正本1部, 副本3部 (県民局: 正1, 副1, 中山間・地域振興課: 副1, 市町村: 副1) とし, 関係市町村を經由し提出すること。

2 届出部数①欄の3部は正本1部, 副本2部 (県民局: 正1, 中山間・地域振興課: 副1, 市町村: 副1) とし, 関係市町村を經由し提出すること。

3 土地利用調整会議, 土地開発審査会用資料は, 部数を確認の上, 県民局地域政策部へ提出すること。

4 届出には, それぞれ次の書類を添付すること。

(1) 着手届: 法令による許認可通知書の写し, 規制解除通知の写し, 実施工程表

(2) 着手時期変更届

(3) 完了時期 " : 実施工程表

(4) 工事再開届

(5) 工事一時中止届 } : 事業主の行った防災措置の報告, 損失を受ける者に対する措置の報告

(6) 工事廃止届

(7) 工事施行者変更届: 主な工事施行経歴書

(8) 完了届: 検査状況報告書, 完成写真, 工事写真

別表 2 - 3 申請書類等（特例団体）

区 分	図 書 の 種 類	①協議部数 (部)	②土地利用調整会議 用資料部数 (部)	備考
協 議 条例 第16条 の2 第2項 規則 第10条	1. 協議書	3	—	
	2. 事業計画書	3	注	
	3. 開発予定区域の位置，区域及び付近の状況を明らかにした地図（1/25,000以上）	3	注	
	4. 開発目的にかかる施設の規模及び構造を明らかにした平面図（1/3,000以上）	3	—	
	5. その他知事が必要を認める図書	3	—	

（注）協議書及び土地利用調整会議用資料は，部数を確認の上，直接中山間・地域振興課へ提出すること。

別表 2 - 4

許可申請に必要な書類（条例第5条，第7条，規則第3条，第5条）

分類番号	図書の種類	備考
1	開発行為許可申請書 目録	様式第2号 分類番号順に整理し，それぞれの書類には，番号を記載した見出しをつける。
2	開発計画の概要	（書式例）
3	開発区域の位置，区域及び付近の状況を明らかにした地図（1/25,000以上）	別紙，許可申請書に添付図面 一覧表参照
4	開発目的にかかる施設の規模及び構造を明らかにした平面図，立面図，断面図，構造図及び意匠配色図（1/3,000以上）	
5	資金計画書	（書式例） 預金残高証明書、融資証明書等を添付
6	施設の管理計画書	（書式例）
7	開発協定書の写し	（書式例） 市町村又は地元との覚書等
8	開発区域内の権利者の同意書	開発行為の同意書（所有権，永小作権，地上権，地役権，抵当権，水利権等）
9	公共施設の管理者の同意書	従前の公共施設一覧表 開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意書（道路，河川，公園，下水道等）
10	公共施設の管理者との協議書	新設する公共施設一覧表 付替えに係る公共施設一覧表 開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設の管理者との協議書（道路，河川，公園，下水道）
11	主な工事施行経歴書（施行者）	（書式例）
12	資産状況報告書（事業主）	（書式例）
13	開発区域の状況が把握できる写真	撮影位置・方向を区域図等に明示
14	地域住民に対する説明会の実施状況の報告	
15	その他知事が必要と認める図書	ア 開発区域内権利者一覧表（土地については，山林，田，畑等に区分） イ 開発行為をする土地の権利を有することを証する書類（登記事項証明書（申請日より概ね3ヵ月以内のもの），契約書，承諾書） ウ 法人登記簿謄本（法人でない団体の場合は代表者の氏名，契約等） エ 開発区域内土地の公図の写し オ 他法令による規制がある場合の許認可の写し，又は申請書の写し カ 防災施設等の集計表（図面との対照番号） キ 構造計算書，水理計算書，その他各種設計計算書 ク 土砂等に係る環境保全計画書（書式例） ケ 土砂等使用計画書（書式例） ※開発区域外から土砂搬入を行う場合

許可申請書に添付する図面一覧表

別表 2 - 5

番号	図面名称	縮尺	明示すべき事項	備考
1	開発区域位置図	1/25,000 以上	1 方 位 2 開発区域 3 開発区域周辺の公共施設の 位置, 名称	赤色で周囲をかこむ。
2	開発区域図	1/3,000 以上	1 方 位 2 開発区域 3 市町村界及び周辺の地形 4 凡 例	赤色で周囲をかこむ。 相当範囲の外周区域を包括した図面とすること。
3	開発面積求積図	1/3,000 以上	1 方 位 2 開発区域面積の求積 3 開発区域及び隣地に係る土地の地番, 地目及び形状を明示 4 凡 例	開発区域の周囲を赤色でかこむ。
4	現 況 図	1/3,000 以上	1 方 位 2 開発区域 3 地形 (等高線 2 m) 4 開発区域内及び周辺の公共・公益的施設の位置, 名称 5 開発行為の妨げとなる権利を有するものの工作物等 6 凡 例	赤色で周囲をかこむ。
5	土地利用計画図	1/3,000 以上	1 方 位 2 開発区域 3 切土, 盛土法面 4 施設又は工作物の種類毎の位置 5 道路の位置, 形状, 幅員 6 凡 例	赤色で周囲をかこむ。 色別すること。 " " " " 土地利用計画欄の道路, 公園 広場等の公共施設用地や公益的施設用地等を区別した面積
6	防災計画 } 平面図 排水計画 }	1/3,000 以上	1 方 位 2 開発区域 3 等高線 4 排水, 防災施設の位置, 形状, 寸法, 名称 5 集水区域の区域界線	赤色で周囲をかこむ。 各施設毎に色別する。 桃色実線 (集水区域面積算出根拠を明らかにすること。)

番号	図面名称	縮尺	明示すべき事項	備考
6	防災計画 排水計画 } 平面図	1/3,000 以上	6 排水路毎に勾配, 流水方向 7 下流河川の名称 8 流下能力検討地点 9 流量計算書との照合符号 10 道路, 公園その他の公共施設, 公益的施設及び予定建築物の敷地等の計画高 11 凡 例	写真撮影 流域面積, 放流先図示に必要な範囲の外周区域を包括したもの。
7	造成計画平面図	1/3,000 以上	1 方 位 2 開発区域 3 等高線 4 切土部, 盛土部 5 がけ又は擁壁の位置, 形状 6 道路の位置, 形状, 幅員, 勾配 7 道路の中心線, 測点, 計画高 8 縦横断測点又は測線 9 公共施設, 公益施設の位置, 規模及び形状 10 凡 例	赤色で周囲かこむ。 色別すること。 " " 関係縦横断図と関連付ける。 色別すること。
8	造成計画縦断図 (道路計画縦断図)	1/300以上	1 現地盤線と計画地盤線 2 開発区域の境界位置 3 基準線 4 切土部, 盛土部 5 大規模施設, 工作物の位置, 形状 6 測点, 距離	色別すること。 測点間隔30m以内
9	造成計画横断図 (道路計画横断図)	1/300以上	1 現地盤線と計画地盤線 2 開発区域の境界位置 3 基準線 4 切土部, 盛土部 5 大規模施設, 工作物の位置, 形状 6 各種寸法, 形状 7 測点, 距離 8 土質, 岩質の種類	色別すること。 勾配, 法面の保護, 擁壁等 測点間隔30m以内
10	排水施設構造図	1/50以上	1 形状, 種類毎の標準断面図 2 その他必要なもの	開渠, 暗渠, 落差工吐口等

番号	図面名称	縮尺	明示すべき事項	備考
1 1	防災施設等の構造図 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 正面図 平面図 側面図 断面図 配筋図 </div>	1/50以上	1 形状，種類毎の規格構造等 2 堰堤，擁壁等については (1) 構造物の記号 (2) 寸法，法勾配 (3) 材料の種類 (4) 裏込材料等の品質，寸法 (5) 透水層の位置，寸法 (6) 基礎に関すること (7) 構造物前後の地盤高 3 その他必要なもの	平面図との照合符号 洪水調整池の縦横断面図 容量計算書 H，V曲線図 下流河道縦横断面図 洪水調整池，沈砂池等については能力計算書を，堰堤，擁壁等については安定計算書を添付する。 堰堤，擁壁等については国土交通省，農林水産省等の標準構造設計を採用したときは，その出所を明らかにすること。
1 2	法面詳細図	1/50以上	1 土質，岩質による勾配，法面保護等の標準断面図 2 その他必要なもの	
1 3	道路計画構造図	1/50以上	1 道路計画にかかる施設等の構造図，標準断面図 2 その他必要なもの	幅員構成，横断勾配，路面・路盤の材料，品質，形状及び寸法 側溝及び埋設管等の位置，形状及び寸法
1 4	その他		知事が必要と認める図面	予定される汚水処理施設，建築物等の図面

- ※ これらのうち同一図面で表わせるものについては同一図面にまとめてよい。
- ※ A3サイズでも内容を判別可能なものは、県に協議の上、縮尺をA3に合わせて作成することができる。
- ※ 納袋した設計図の目録を袋の表に記載すること。

關 係 規 程 等

岡山県県土保全条例

昭和48年3月27日

岡山県条例第35号

昭和49年10月1日	一部改正
昭和50年3月24日	〃
昭和50年7月8日	〃
昭和53年10月17日	〃
昭和56年10月5日	〃
昭和60年3月23日	〃
昭和63年7月15日	〃
平成3年7月12日	〃
平成4年3月24日	〃
平成6年3月25日	〃
平成7年10月3日	〃
平成9年3月25日	〃
平成12年3月21日	〃
平成13年3月23日	〃
平成19年9月28日	〃
平成20年12月22日	〃
平成26年3月20日	〃
平成28年3月22日	〃
平成31年3月22日	〃
令和5年3月20日	〃
令和7年3月19日	〃
令和8年3月24日	〃

(目的)

第1条 この条例は、安全で良好な地域環境を確保することが、地域における現在及び将来の住民の生命、健康及び財産を保護するため、ひいては県土の秩序ある発展を図るため、欠くことのできない条件であることにかんがみ、開発行為の許可基準その他開発の適正化に関し必要な事項を定め、県土の無秩序な開発を防止し、もって県民の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 土地の区画形質の変更をいう。
- (2) 開発区域 開発行為を行なう土地の区域をいう。
- (3) 事業主 開発行為に係る工事（以下「工事」という。）の請負契約の注文者又は請負契約によらないでみずからその工事をする者をいう。
- (4) 工事施行者 工事の請負人（下請人を含む。）又は請負契約によらないでみずからその工事をする者をいう。

(県等の責務)

第3条 県及び市町村は、この条例の目的を達成するため必要な施策を実施し、合理的な土地利用計画に基づく土地の利用の合理化に関する施策の実施とあいまつて、県土の保全とその秩序ある発展を図るよう努めなければならない。

- 2 事業主及び工事施行者は、開発行為の実施にあつては、安全で良好な地域環境の確保に努めるとともに、県又は市町村が実施する土地の開発の適正化及びその利用の合理化に関する施策に協力しなければならない。
- 3 すべて県民は、安全で良好な地域環境を確保することが地域における現在及び将来の県民の生命、健康及び財産を保護するため欠くことのできない条件であることを深く認識し、県又は市町村が実施する土地の開発の適正化及びその利用の合理化に関する施策に協力しなければならない。

(開発行為の事前協議等)

第4条 10ヘクタール以上の一団の土地について開発行為をしようとする事業主は、当該土地の所有権その他土地を利用する権利を取得する契約の締結前に、規則で定めるところによりあらかじめ知事と協議しなければならない。

2 前項の開発行為をしようとする事業主は、同項の協議が終了した後でなければ、次条第1項の規定による許可の申請をすることができない。

3 知事は、第1項の協議が終了したときは、関係市町村の長に対し、当該協議に係る開発行為を行おうとする事業主との間において、次に掲げる事項について開発協定を締結することを要請しなければならない。

- (1) 開発行為を行う土地の利用目的及び処分に関する事項
- (2) 公共施設及び公益的施設の整備及び管理に関する事項
- (3) 給、排水施設等の整備及び管理に関する事項
- (4) 文化財及び自然環境の保護に関する事項
- (5) 公害及び災害の防止のための措置に関する事項
- (6) 開発協定の履行の保証及びその不履行の場合の措置に関する事項
- (7) その他安全で良好な地域環境の確保に関し、知事が必要と認める事項

4 事業主は、関係市町村の長から開発協定の締結を求められたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

(開発行為の許可)

第5条 1ヘクタール以上の一団の土地について開発行為をしようとする事業主は、知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行なう開発行為は、この限りでない。

2 前項の許可（以下「開発許可」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書に、規則に定める図書を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 開発区域の位置、区域及び面積
- (2) 開発行為を行なう土地の利用目的
- (3) 開発区域において予定される建築物その他の施設の種類及び規模
- (4) 工事の設計
- (5) 工事の着手及び完了の時期
- (6) 工事施行者の住所及び氏名
- (7) その他規則で定める事項

3 開発許可には、安全で良好な地域環境の確保のため必要な限度において条件を付することができる。

4 知事は、開発行為の許可又は不許可の処分をしようとするときは、岡山県土地開発審査会の意見をきかなければならない。

(開発許可の基準)

第6条 知事は、開発許可の申請を受理した場合において、当該申請に係る開発行為が次に掲げる基準に適合しないと認めるときは、開発許可をしてはならない。

- (1) 開発区域内の道路、広場その他の公共施設又は公益的施設が、災害の防止、通行の安全その他安全で良好な地域環境の確保に支障のないような構造及び規模又は能力で適当に配置されるように措置されていること。
- (2) 開発区域の周辺地域における道路、河川、水路その他の公共施設が、当該開発行為の目的及び規模に照らして、災害の防止、通行の安全その他安全で良好な地域環境の確保に支障のないような構造及び規模又は能力で適当に配置され、又は配置されるように措置されていること。

- (3) 排水路その他の排水施設が、開発区域及びその周辺地域に溢水、汚水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように措置されていること。
- (4) がけくずれ又は土砂の流出による災害が生じないように擁壁の設置等について措置されていること。
- (5) 開発区域について将来想定される需要に応じられる量の用水の確保の見通しがあり、かつ、水道その他の給水施設が給水に支障のないような構造及び能力で適当に配置されるように措置されていること。
- (6) 事業主の資力及び信用、土地の性状等からして当該開発行為の遂行が不可能でないこと。

2 前項各号に掲げる基準の適用について必要な技術的細目は、規則で定める。

(変更の許可)

第7条 開発許可を受けた事業主が第5条第2項第1号から第4号までに掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽易な変更については、この限りでない。

2 前2条の規定は、前項の許可について準用する。ただし、第5条第4項の規定については、規則で定める重要な変更の場合に限る。

(届出)

第8条 開発許可を受けた事業主は、次に掲げる場合は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 工事の着手及び完了をしたとき。
- (2) 工事の着手又は完了の時期を変更しようとするとき。
- (3) 工事を2週間以上中止し、又は工事を再開しようとするとき。
- (4) 工事施行者を変更しようとするとき。
- (5) 工事を廃止しようとするとき。

(工事の検査)

第9条 知事は、前条第1号の工事の完了の届出があつた場合は、その工事が開発許可又は第7条第1項の許可(以下「開発許可等」という。)の内容に適合しているかどうかについて検査することができる。

(許可の取消し)

第10条 知事は、偽りその他不正な手段により開発許可等を受けた者又は開発許可等に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

(監督処分等)

第11条 知事は、開発許可等を受けず、又は開発許可等の内容若しくは開発許可等に付した条件に適合していない工事を施行させ、又は施行している事業主又は工事施行者に対し、当該工事の停止、原状回復その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 知事は、事業主又は工事施行者が工事を廃止し、又は中止しようとする場合は、擁壁又は排水施設の設置その他災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

(報告、勧告等)

第12条 知事は、事業主又は工事施行者に対し、この条例の目的達成のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告若しくは助言をすることができる。

(立入検査)

第13条 知事は、この条例による権限を行うため必要な限度において、その職員に工事の場所又は事業主若しくは工事施行者の事務所若しくは事業所に立ち入らせ、工事の実施の状況、工事に関する図書又は工作物その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(手数料)

第14条 開発許可等を受けようとする事業主は、別表に定める額の手数料を納付しなければならない。

2 既に納付した手数料は、返還しない。

(適用除外)

第15条 この条例の規定は、次に掲げる開発行為については適用しない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為のうち同法第29条第1項又は第2項の規定により許可を要するもの及び同条第1項第4号から第6号までに掲げるもの
- (2) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内において行う同法第2条第2号に規定する宅地造成に関する工事及び同条第3号に規定する特定盛土等に関する工事並びに同法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行う同法第2条第3号に規定する特定盛土等に関する工事
- (3) 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地の区域内において行う同法第1条に規定する砂防工事及び同法第3条の規定により同法の規定が準用される治水上砂防のため施設するものために施行する作業
- (4) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域内において行う同法第2条第4項に規定する地すべり防止工事
- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域内において行う同法第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事
- (6) 採石法(昭和25年法律第291号)第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- (7) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- (8) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の地域森林計画の対象となつている民有林において行う同法第10条の2第1項に規定する開発行為及び同法第26条又は第26条の2の規定による保安林の指定の解除を伴う開発行為で規則で定めるもの
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設(一般廃棄物の最終処分場に限る。)及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(産業廃棄物の最終処分場に限る。)を設置する行為で規則で定めるもの
- (10) 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- (11) 鉱業法(昭和25年法律第289号)第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項(同法第87条において準用する場合を含む。)若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者(同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。)が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- (12) 道路、公園、河川その他規則で定める公共の用に供する施設の整備等に関する開発行為

(13) 前各号に掲げる開発行為と同等以上に開発行為に伴う災害の発生のおそれがないと認められる開発行為として規則で定めるもの

(14) 農業、林業又は漁業の用に供する目的で行う行為であつて規則で定めるもの

(15) 国、地方公共団体が行う開発行為

(16) 岡山市の区域内において行う開発行為

(17) 倉敷市の区域内において行う開発行為のうち 10 ヘクタール未満の一団の土地に係るもの

2 前項の規定にかかわらず、第 4 条第 1 項の規定は、前項第 1 号、第 2 号、第 8 号又は第 9 号に規定する開発行為について適用する。

(公社、公団等の特例)

第 16 条 公社、公団その他の団体が規則で定めるものが行う開発行為については、第 4 条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する団体が行う開発行為については、第 5 条第 1 項の規定による許可を受けることを要しない。
この場合において、当該団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 18 条 第 11 条の規定による命令に違反した者は、6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

2 第 5 条又は第 7 条の規定に違反して開発行為を行つた者は、50 万円以下の罰金に処する。

3 第 9 条の規定による工事の検査又は第 13 条の規定による立入検査を拒み、又は妨げた者は、20 万円以下の罰金に処する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 8 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行つた者

(2) 第 12 条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(両罰規定)

第 19 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条各項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 48 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現に開発行為を目的として 10 ヘクタール以上の一団の土地について所有権その他土地を利用する権利を取得している者は、第 4 条第 1 項の協議を終了しているものとみなし、この条例を適用する。

3 この条例施行の際現に 1 ヘクタール以上の一団の土地について開発行為に着手している者は、第 5 条の規定による許可を受けたものとみなし、この条例を適用する。

(関係条例の一部改正)

4 岡山県附属機関条例(昭和 27 年岡山県条例第 92 号)の一部を次のように改正する。

別表第1表中岡山県地域開発審議会の項の次に次のように加える。

岡山県土地 開発審査会	土地の開発許可に関する審査 及び意見の具申に関する事務
----------------	--------------------------------

- 5 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年岡山県条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表中	地域開発審議会の委員及び専門委員	を	地域開発審議会の委員及び専門委員
			土地開発審査会の委員

附 則(昭和49年条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の改正規定中第7号の次に1号を加える部分は、昭和49年11月1日から施行する。

附 則(昭和50年条例第22号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年条例第52号)

この条例は、昭和50年8月1日から施行する。

附 則(昭和53年条例第36号)

この条例は、昭和53年11月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第41号)

この条例は、昭和56年11月1日から施行する。

附 則(昭和60年条例第6号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年条例第28号)

この条例は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第19号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年8月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第2号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成 6 年条例第 1 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年条例第 30 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において岡山県規則で定める日（平成 8 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則（平成 9 年条例第 10 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 12 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年条例第 10 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成 13 年 4 月 20 日岡山県規則第 53 号で平成 13 年 5 月 18 日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に工事に着手した 1 ヘクタール以上の一団の土地に係る開発行為（岡山県土保全条例第 2 条第 1 号に規定する開発行為をいう。以下同じ。）については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる開発行為に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年条例第 42 号）

この条例は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 40 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に岡山県土保全条例第五条第一項の許可の申請があった 1 ヘクタール以上の一団の土地に係る開発行為（同条例第 2 条第 1 号に規定する開発行為をいう。以下同じ。）については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる開発行為に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

4 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11 年岡山県条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項中「各市町村」の下に「（岡山市を除く。）」を加える。

附 則（平成 26 年条例第 9 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年条例第 1 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた請求に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年条例第 6 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年条例第 5 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

（経過措置）

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号。以下「一部改正法」という。）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事等の規制及び同条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事の規制に係る工事に対する第 1 条の規定による改正前の岡山県土保全条例第 15 条第 1 項第 2 号の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、同号中「宅地造成等規制法」とあるのは、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）附則第 2 条第 1 項又は第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」とする。

附 則（令和 7 年条例第 9 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に第 5 条第 1 項の許可の申請があった 1 ヘクタール以上の一団の土地に係る開発行為（第 2 条第 1 号に規定する開発行為をいう。以下同じ。）については、なお従前の例による。ただし、

同項の規定により開発許可を受けた事業主が行う改正後の第15条第1項第10号及び第11号に掲げる開発行為については、この限りでない。

3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる開発行為に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和7年条例第10号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年条例第9号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第14条関係）

種 類	開発区域の面積 による区分	金 額
開発行為の許可 申請手数料	1ヘクタール以上 3ヘクタール未満	435,990円
	3ヘクタール以上 6ヘクタール未満	566,790円
	6ヘクタール以上 10ヘクタール未満	730,290円
	10ヘクタール以上 100ヘクタール未満	970,100円
	100ヘクタール以上	970,100円に、100ヘクタールを超える部分が100ヘクタールに達するまでごとに239,460円を加えた額
	開発行為の変更 許可申請手数料	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>イ 開発行為に関する設計の変更(ロのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>ロ 新たな土地の開発区域への編入に係る第5条第2項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前項に規定する額</p> <p>ハ その他の変更については、10,000円</p>

岡山県県土保全条例施行規則

昭和 48 年 4 月 24 日

岡山県規則第 36 号

昭和49年 8月20日 一部改正
昭和49年10月 1日 〃
昭和50年 7月15日 〃
昭和60年 3月29日 〃
昭和62年 3月10日 〃
昭和63年10月14日 〃
平成 4年 9月29日 〃
平成 8年 3月26日 〃
平成10年 3月31日 〃
平成11年 9月28日 〃
平成12年 3月21日 〃
平成13年 3月23日 〃
平成13年 9月 7日 〃
平成14年 8月 6日 〃
平成15年 8月29日 〃
平成16年 3月16日 〃
平成16年 6月29日 〃
平成17年 3月29日 〃
平成17年 9月30日 〃
平成18年 3月31日 〃
平成20年 6月10日 〃
平成21年 3月31日 〃
平成22年 3月31日 〃
平成28年 3月29日 〃
令和元年 7月 5日 〃
令和5年 3月20日 〃
令和7年 3月19日 〃

(趣 旨)

第1条 この規則は、岡山県県土保全条例（昭和48年岡山県条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議申出)

第2条 条例第4条第1項の規定により開発行為の事前協議をしようとする事業主は、次に掲げる図書を添えて知事に申出なければならない。

- (1) 開発計画の概要
- (2) 開発予定区域の位置、区域及び付近の状況を明らかにした縮尺2万5千分の1以下の地図
- (3) 第3条の2第1項の地域住民に対する説明会の実施についての検討状況を示す書類

(開発行為の許可申請)

第3条 条例第5条第1項の規定により開発行為の許可を受けようとする事業主は、次に掲げる図書を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 開発区域の位置、区域及び付近の状況を明らかにした地図
- (2) 開発目的に係る施設の規模及び構造を明らかにした縮尺3千分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (3) 当該開発目的を達成するための資金計画書
- (4) 施設の管理計画書
- (5) 条例第4条第4項の規定により関係市町村との間に開発協定を締結している場合は、当該開発協定書の

写し

- (6) 開発区域内について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の同意書
- (7) 開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意書及び当該開発行為又は当該開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者との協議の経過を示す図書
- (8) 次条第1項の地域住民に対する説明会の実施状況を示す書類
- (9) その他知事が必要と認める図書
(地域住民への説明会)

第3条の2 条例第5条第1項の規定により開発行為の許可を受けようとする事業主は、開発予定区域又は開発予定区域に隣接する土地を含む町又は字の区域に住所を有する者その他次項に規定する開発行為により生活環境に著しい影響等を及ぼすおそれのある関係住民（以下「地域住民」という。）に対して、開発計画の内容、当該開発による地域住民への影響、災害防止等の対策に関する説明会（以下「説明会」という。）を実施するよう努めなければならない。

2 前項の関係住民は、次に掲げる者とする。

- (1) 開発区域に隣接する土地の所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時的な設備の設置その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者
- (2) 前号の土地に存する建築物の所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、知事があらかじめ市町村の長の意見を聴いて別に定めるもの
(技術的細目)

第4条 条例第6条第2項の規定による技術的細目は、別表に定めるとおりとする。

(変更許可の申請)

第5条 条例第7条第1項の規定により変更許可を受けようとする事業主は、第3条各号に掲げる図書（変更に係るものに限る。）を添えて知事に申請しなければならない。

2 条例第7条第1項ただし書の規定による軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事の実施に関し、通常必要と認められる軽易な変更
- (2) その他安全で良好な地域環境の確保に支障のない軽易な変更

3 条例第7条第2項ただし書きの規定による重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第5条第2項第2号に規定する事項の変更
- (2) 条例第5条第2項第1号、第3号又は第4号に規定する事項の変更で、安全で良好な地域環境の確保に著しい影響を及ぼすと認められるもの

(届出)

第6条 条例第8条に規定する届出は、とくにやむを得ない理由があると認められる場合を除き、同条第1号の規定に該当する場合は当該事由が発生した日から1週間以内に、その他の場合は当該事由が発生する日の1週間前までに行わなければならない。

(身分証明書)

第7条 条例第13条第2項の規定による身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(手数料の納入方法)

第8条 削除

(適用除外行為)

第9条 条例第15条第1項第8号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 採土、捨土、駐車場、資材置場、運動場、花木の植栽、牧野又は道路の用に供する目的で行う開発行為
(仮設建築物又は軽易な工作物を附属施設として設置する場合を含む。)

(2) 前号に類する開発行為で知事が別に定めるもの

2 条例第15条第1項第9号の規則で定める行為は、最終処分場を廃止した後に他の目的に利用する計画のない開発行為とする。

3 条例第十五条第一項第十二号の規則で定める公共の用に供する施設は、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で知事が定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で知事が定めるものとする

4 条例第15条第1項第13号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る開発行為

(2) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る開発行為、同法第12条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る開発行為又は同法第27条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る開発行為

(3) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第21条第1項若しくは第4項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜の死体の埋却に係る開発行為又は同法第23条第1項若しくは第3項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る開発行為

(4) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る開発行為又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る開発行為

(5) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第3条第5号に規定する宅地造成又は定盛土等に関する開発行為のうち、高さが2メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えない盛土又は切土をするもの

(6) 次に掲げる土石の堆積に関する開発行為

イ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第4条第2号に規定する土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30センチメートルを超えないもの

ロ 開発行為の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該開発行為で発生した土石を当該開発行為の現場又はその付近に堆積するもの

5 条例第15条第1項第14号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 耕作者が耕作の目的で行う通常の管理上必要な開発行為

(2) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の地域森林計画に基づく森林の整備及び保全を行うために必要な開発行為

(3) 沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第2条第1項に規定する沿岸漁業(総ト

ン数 10 トン以上 20 トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。）
の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業として行う開発行為
(4) その他農林漁業振興のため、法令に基づき行う開発行為又は国若しくは地方公共団体の助成をうけて行
う開発行為

(特例団体)

第 10 条 条例第 16 条第 1 項の規則で定める団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- (2) 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- (3) 岡山県土地開発公社
- (4) 市町村土地開発公社
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する団体で知事が適当と認めるもの

(意見の聴取)

第 11 条 知事は、必要があると認めるときは、条例第 4 条第 1 項の規定による開発行為の事前協議、条例第 5 条
第 1 項の規定による開発行為の許可申請、条例第 7 条第 1 項の規定による変更の許可申請及び条例第 8 条の規
定による届出があった事項について関係市町村の長に意見を求めることができる。

(その他)

第 12 条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、昭和 48 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 49 年規則第 67 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 49 年規則第 75 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 9 条の改正規定は、昭和 49 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 50 年規則第 48 号）

この規則は、昭和 50 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年規則第 14 号）

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年規則第 8 号）

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年規則第 62 号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に岡山県県土保全条例（昭和 48 年岡山県条例第 35 号）第 4 条第 1 項の規定による事前協議が終了している開発行為については、なお従前の例による。

附 則（平成 4 年規則第 40 号）

この規則は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中岡山県景観条例施行規則第 6 条第 10 号及び第 14 号から第 20 号までの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年規則第 22 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年規則第 26 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

二 岡山県県土保全条例施行規則

附 則（平成 11 年規則第 50 号）

この規則は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年規則第 19 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年規則第 17 号）

（施行期日）

1 この規則は、岡山県県土保全条例の一部を改正する条例（平成 13 年岡山県条例第 10 号）の施行の日から施行する。（施行の日＝平成 13 年 5 月 18 日）

（経過措置）

2 この規則の施行前に工事に着手した 1 ヘクタール以上の一団の土地に係る開発行為（岡山県県土保全条例（昭和 48 年岡山県条例第 35 号）第 2 条第 1 号の規定する開発行為をいう。）については、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年規則第 78 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年規則第 90 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年規則第 86 号）

この規則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条第 6 号の改正規定は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年規則第 13 号）

この規則中第 10 条第 3 号の改正規定は平成 16 年 7 月 1 日から、同条第 7 号の改正規定は同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年規則第 71 号）

この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 57 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 132 号の 2）

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年規則第 64 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 59 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年規則第 36 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 34 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 21 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年規則第 36 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に岡山県土保全条例（昭和 48 年条例第 35 号）第 5 条第 2 項の規定による許可の申請（開発行為（同条例第 2 条第 1 号に規定する開発行為をいう。以下同じ。）に係る一団の土地の面積が 10 ヘクタール以上の場合、同条例第 4 条第 1 項の規定による事前協議）があった開発行為については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年規則第 27 号）

この規則は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。ただし、第 8 条の改正規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年規則第 16 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

第1 道路に関する技術基準

(計画の基本)

- 1 道路は、周辺地域住民及び滞在者等の安全を確保するため、開発区域の面積、通過及び発生交通量等を勘案し、既存の道路の機能及び利用に支障を与えないよう、適切に設計すること。
- 2 道路の構造については、この基準に定めるほか、原則として道路構造令（昭和45年政令第320号）の基準に準じて定めること。

(道路の区分)

- 3 道路は、観光レクリエーション施設等の開発行為に係るものにあつては道路構造令第3条第1項の規定による第3種の道路（以下「一般道路」という。）に、住宅、工場施設等の開発行為に係るものにあつては同項の規定による第4種の道路（以下「街路」という。）に、それぞれ区分するものとする。

(車道の幅員)

- 4 道路の車道部分の幅員は、当該道路の種類に応じ、一般道路にあつては次の(1)の表に、街路にあつては次の(2)の表にそれぞれ掲げる1日当たり計画交通量に対応する幅員以上とすること。

(1) 一般道路の車道幅員

1日当たり計画交通量 道路の種類	6,000台以上	1,500台以上 6,000台未満	500台以上 1,500台未満	500台未満
幹線道路	13.0 m	6.0 m	5.5 m	
補助道路		6.0 m	5.5 m	
その他の道路			5.5 m	4.0 m

(2) 街路の車道幅員

1日当たり計画交通量 道路の種類	9,000台以上	1,500台以上 9,000台未満	500台以上 1,500台未満	500台未満
幹線道路	13.0 m	6.0 m	5.5 m	
補助道路		6.0 m	5.5 m	
その他の道路			5.5 m	4.0 m

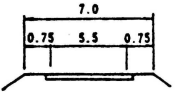
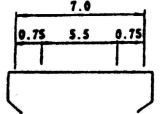
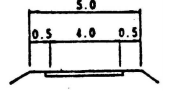
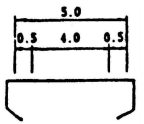
(車線数)

- 5 道路の車線の数は、車道幅員5.5メートル未満の道路にあつては1、5.5メートル以上13.0メートル未満の道路にあつては2、13.0メートル以上の道路にあつては4とすること。

(標準横断面)

6 道路の横断面の構成は、当該道路の幅員等に応じ、次の表に掲げるとおりとすること。

区分		一般部	橋梁部
十三メートル以上	歩道・植樹帯・中央帯のあるもの		
六メートル以上 十三メートル未満	歩道のあるもの		
	歩道のないもの		

五・五メートル以上六メートル未満		
四メートル以上五・五メートル未満		

(設計速度)

7 設計速度は、当該道路の区分に応じ次の表の中欄に掲げる車道幅員に対応する同表の設計速度の欄の左欄に掲げる速度とすること。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる速度とすることができる。

道路の区分	車道幅員	設計速度	
一般道路	6.0 m以上	60 km/h, 50 km/h 又は 40 km/h	30 km/h
	5.5 m以上 6.0 m未満	50 km/h, 40 km/h 又は 30 km/h	20 km/h
	4.0 m以上 5.5 m未満	40 km/h, 30 km/h 又は 20 km/h	
街路	6.0 m以上	60 km/h, 50 km/h 又は 40 km/h	30 km/h
	5.5 m以上 6.0 m未満	50 km/h, 40 km/h 又は 30 km/h	20 km/h
	4.0 m以上 5.5 m未満	40 km/h, 30 km/h 又は 20 km/h	

(道路の構造)

8 道路の縦断勾配は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄に掲げる勾配以下とすること。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合は、同欄に掲げる値に、一般道路にあっては3パーセント、街路にあっては2パーセントを加えた勾配以下とすることができる。

設計速度	縦断勾配
60 km/h	5%
50 km/h	6%
40 km/h	7%
30 km/h	8%
20 km/h	9%

9 縦断勾配の制限長は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の中欄に掲げる勾配値に対応する同表の右欄に掲げる距離以下とすること。

設 計 速 度	勾 配 値	制 限 長
60 km/h	6 %	500 m
	7 %	400 m
	8 %	300 m
50 km/h	7 %	500 m
	8 %	400 m
	9 %	300 m
40 km/h	8 %	400 m
	9 %	300 m
	10 %	200 m

10 車道の中心線の曲線半径は、当該道路の設計速度に応じ次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とすること。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値以上とすることができる。

設 計 速 度	曲 線 半 径	
60 km/h	150 m	120 m
50 km/h	100 m	80 m
40 km/h	60 m	50 m
30 km/h	30 m	
20 km/h	15 m	

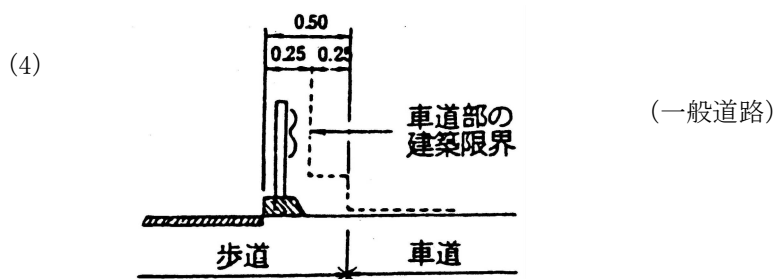
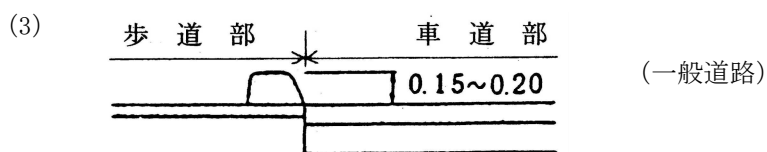
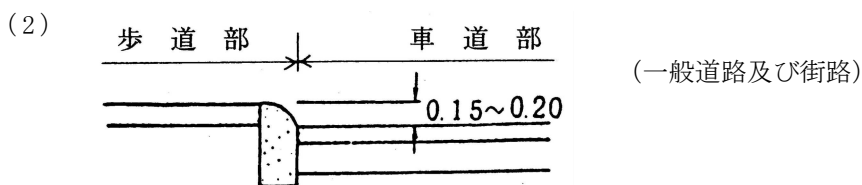
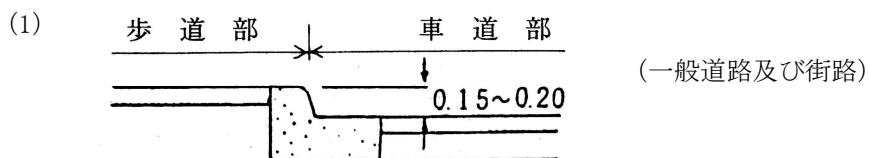
11 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の視距の欄に掲げる距離以上とすること。

設 計 速 度	視 距
60 km/h	75 m
50 km/h	55 m
40 km/h	40 m
30 km/h	30 m
20 km/h	20 m

12 次のいずれかに該当する道路にあっては、歩道を設けること。

- (1) 歩行者の通行量が1日当たりおおむね150人以上で、かつ、自動車の通行量が1日当たりおおむね1,000台以上の道路
- (2) 通学児童の通行量が1日当たりおおむね40人以上で、かつ、自動車の通行量が1日当たりおおむね500台以上の道路
- (3) 車道幅員6.0メートル以上の街路

13 歩道は、次の図に掲げる構造とすること。



14 歩道の幅員は、歩道を設ける道路の区分及び幅員に応じ、次の表の幅員の欄の左欄に掲げる値（地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない区間については同表の幅員の欄の右欄に掲げる値）以上とすること。ただし、歩道上に街路樹その他の路上施設を設ける場合は、同欄に掲げる値に、街路樹にあっては1.5メートル、その他の路上施設にあっては0.5メートルを加えた値以上とすること。

区 分		幅 員	
一 般 道 路		1.5 m	0.75 m
街 路	車道幅員 6.0 m 以上	3.0 m	1.5 m
	車道幅員 4.0 m 以上 6.0 m 未満	1.5 m	1.0 m
	車道幅員 4.0 m 未満	1.0 m	

15 車道及び路肩の横断勾配は、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる数値を標準とすること。なお、歩道の横断勾配は、2パーセントを標準とすること。

路面の種類	横断勾配
セメントコンクリート舗装道及び アスファルトコンクリート舗装道	1.5%以上2.0%以下
その他	3.0%以上5.0%以下

(交差及び接続)

16 道路の交差及び幹線道路と区域内外の公道との接続は、次に掲げる要素を考慮して適切に設計すること。

- (1) 位置及び形状
- (2) 縦断勾配
- (3) 縦断曲線
- (4) 隅角せん除
- (5) 本線及び接続路の右左折車線の設置
- (6) 本線シフトのためのすりつけ

(舗装)

17 道路の路面は、安全かつ円滑な交通を確保するため、原則として、セメントコンクリート舗装又はアスファルトコンクリート舗装をすること。

18 縦断勾配がおおむね6パーセント以上の区間については、滑り止め等の安全措置を講ずること。

(橋)

19 橋の設計に用いる設計自動車荷重は、原則として20トンとすること。ただし、車道幅員が5.5メートル以下の道路であつて、かつ、計画交通量が1日当たり1,000台未満で大型車交通量が少ない場合は、14トンとすることができる。

(側溝等)

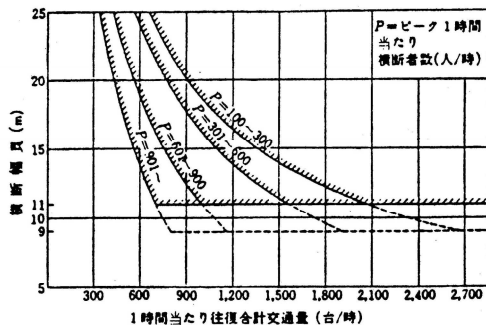
20 道路には、雨水等を有効に排出するため、側溝、街きよ、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとし、その構造は、土木構造物標準設計（昭和40年7月6日建設事務次官通知）に準拠すること。

(交通安全施設等)

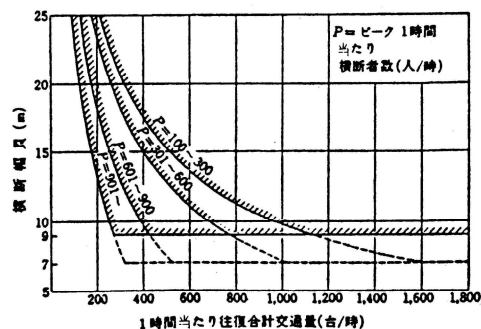
21 道路には、車両の路外逸脱防止並びに歩行者の保護及び横断抑制のため、必要な区間の防護柵を設置すること。

22 自動車交通量及び横断歩行者数が次の表の基準に該当する箇所については、立体横断施設設置基準（昭和53年3月2日建設省都市局長，道路局長通知）に基づき、立体横断施設を設置すること。

一般歩行者の横断を目的とする立体横断施設設置基準（単位：台／時）

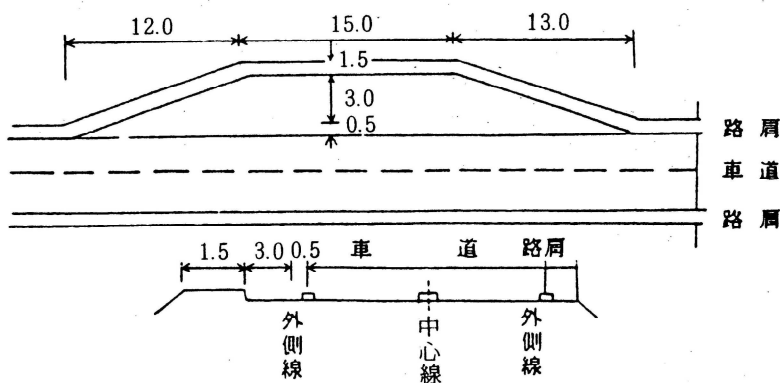


学童の横断を目的とする立体横断施設設置基準（単位：台／時）



23 片側2車線以上あり，かつ，車道幅員が13メートル以上の道路には，中央帯を設けること。

24 路線バスが運行される道路には，次の構造のバス停車帯を設けること。



25 横断歩道及び道路構造上交通事故が多発するおそれのある箇所には、照明灯を設置するものとし、その設置基準は、道路照明施設設置基準（昭和56年3月27日建設省都市局長，道路局長通知）によること。

第2 広場等に関する技術基準

(計画の基本)

- 1 主として建築を目的として行う開発行為に係る広場及び緑地（以下「広場等」という。）は、開発行為の目的、規模及び開発区域の周辺の状況を勘案し、避難上及び消防活動上安全かつ有効な利用が確保されるよう配置すること。

(広場等の設計)

- 2 開発区域の面積に対する広場等の総面積の割合は6パーセント以上とすること。
- 3 広場等には、雨水等を有効に排出するための適当な施設を設けること。

第3 その他の公共施設等に関する技術基準

道路及び広場等以外の公共施設及び公益的施設は、開発行為の目的、規模及び開発区域の周辺地域の状況を勘案し、安全で良好な環境の保全が図られ、有効な利用が確保されるように配置すること。

第4 排水施設等に関する技術基準

(計画の基本)

- 1 排水施設は、開発区域の規模、地形、予定施設の用途、降水量等から想定される雨水及び汚水を適切に排出できる能力を有する構造とすること。
- 2 排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況等を勘案して、雨水及び汚水を適切に排出できる開発区域外の排水施設又は海、湖沼、河川その他の公共の水域に接続させること。この場合において、当該接続先の水路、河川等の流過能力を超える部分の水量については、調整池に一時貯留させる構造とすること。また、下流河川についても原則として開発規模に見合う一部改修を行うこと。
- 3 公共の用に供する排水施設は、維持管理上支障のない場所に設置すること。
- 4 農業用ため池に雨水を排出させるときは、当該ため池の安全の確保を図るため必要な措置を講ずること。

(計画雨水量)

- 5 排水施設の設計に用いる計画雨水量は、次の算式により算定した値とすること。

算式

$$\frac{A \times C \times I}{360}$$

算式の符号

A 当該排水施設に係る集水区域の面積（単位 ヘクタール）

C 流出係数で、その値は、当該排水施設に係る集水区域の地山状態の種別に応じ、次の表の流出係数の欄に掲げる値とする。ただし、2以上の地山状態の種別が混在する場合は、それぞれの面積に応じた加重平均により算定した値とする。

地 山 状 態 の 種 類	流 出 係 数
急 し ゅ ん な 山 地	0.75 ~ 0.90
三 紀 層 山 岳	0.70 ~ 0.80
起 伏 の ある 山 林 ・ 樹 林	0.50 ~ 0.75
平 た ん な 耕 地	0.45 ~ 0.60
か ん が い 中 の 水 田	0.70 ~ 0.80
平 地 ・ 小 河 川	0.45 ~ 0.75
裸 地	0.80 ~ 1.00
草 地	0.40 ~ 0.80

I 降雨強度で、当該排水施設に係る集水区域の面積に応じ、次の表の単位時間の欄に掲げる時間当たりの同表の10年確率降雨強度欄に掲げる値以上とする。

流域面積	単位時間	10年確率降雨強度		200年確率降雨強度	
		南部	北部	南部	北部
50 ha 以下	10分	120mm/h	130mm/h	220mm/h	230mm/h
50haを超え 100ha 以下	20分	100mm/h	110mm/h	180mm/h	190mm/h
100haを超え 500ha 以下	30分	80mm/h	80mm/h	160mm/h	160mm/h

(注) 1 南部とは、備前県民局管内、備中県民局管内（新見市の区域を除く。）及び平成17年3月30日現在における上房郡北房町の区域とし、北部とは、新見市の区域及び美作県民局管内（平成17年3月30日現在における上房郡北房町の区域を除く。）とする。

2 流路が整備された区域の降雨強度は、 t の値の算出根拠を明示して次式で算出することができる。

$$\text{南部 } I = \frac{4950}{t + 30} \quad \text{北部 } I = \frac{4675}{t + 25}$$

(調整池の設計)

6 調整池の設置は新設を基本とし、洪水調整方式は、原則として自然流下方式とすること。

7 調整池の設計に用いる洪水時最大流量は、次の算式により算定した値とすること。

算 式

$$A \times f \times r \times 0.2778$$

算式の符号

A 当該調整池に係る集水区域の面積（単位 平方キロメートル）

f 流出係数で、その値は、当該調整池に係る集水区域の状況に応じ、次の表に掲げる集水区域の区分に対応する値とする。

流域の状況 \ 区分	開発前流出係数	宅地等の造成後流出係数	レクリエーション施設等の造成後流出係数
山地	0.8	1.0	0.9
平地	0.7	0.9	0.8

r 洪水到達時間内の平均降雨強度（単位 ミリメートル毎時）。ただし、洪水到達時間は、洪水時期の雨水が流域から河道に入るまでの流入時間と流量計算地点まで河道を流れ下る流下時間との和とし、流下時間の算定は、次の算式によること。

算式

$$\frac{L}{20 \times \left(\frac{H}{L} \right)^{0.6}}$$

算式の符号

L 河道最上流点から流量計算地点までの水平距離（単位 メートル）

H 河道最上流点から流量計算地点までの標高差（単位 メートル）

8 調整池の洪水調節容量は、次の算式により算定した値とすること。

算式

$$\left(r_i - \frac{r_c}{2} \right) \times t_i \times f \times A \times 0.2778$$

算式の符号

r_i 50分の1確率降雨強度曲線上のt_iに対応する降雨強度（単位 ミリメートル毎時）

r_c 下流許容放流量に対応する降雨強度で、次の算式により算定した値とすること。

算式

$$\frac{QPC}{A \times f \times 0.2778}$$

算式の符号

QPC 下流許容放流で、次の算式により算定した値とすること。

算式

$$Q \times \frac{A}{a}$$

算式の符号

Q 河川等の最小流下能力算定地点における河川等の現況流下能力（単位 立方メートル毎秒）

A 放流地点における流域面積（単位 平方キロメートル）

a 河川等の最小流下能力算定地点から上流の流域面積（単位 平方キロメートル）

A 放流地点における流域面積（単位 平方キロメートル）

f 開発後の流出係数

t_i 任意の継続時間で、その時間は1時間以上とすること。（単位 秒）

f 開発後の流出係数

A 調整池に係る集水区域の面積（単位 平方キロメートル）

- 9 調整池の設計に用いる設計堆積土砂量の標準値は、流域面積1ヘクタール当たり年量150立方メートルとし、設計堆積年数は、土地造成の施工年数及び維持管理の方法等からみて適切な年数とすること。ただし、設計堆積年数は1年を下回ることはできない。
- 10 調整池の周壁は、計画高水位までの部分の内壁については練り積みブロック、練り石積み、コンクリート擁壁等により、計画高水位を超える部分の内壁及び外壁については空積みブロック、空石積み、芝張り等により、それぞれ保護すること。
- 11 調整池には余水吐を設けるものとし、その流過能力は、当該調整池に係る集水区域の面積に応じ、5の算式の符号のIの表の単位時間の欄に掲げる時間当たりの同表の200年確率降雨強度欄に掲げる降雨強度における最大流量に、コンクリートダムにあつては1.2を、フィルダムにあつては1.44をそれぞれ乗じた流量以上とすること。

(汚水の排水)

- 12 計画汚水量は、開発区域内の予定建築物等の用途、規模等に応じ、想定される計画使用水量に対して十分余裕のあるものとする。
- 13 汚水管断面決定のための汚水量の算定には、計画時間最大汚水量を用いること。
- 14 設計流速は、汚水管渠にあつては毎秒0.6メートルから3.0メートルまで、その他の管渠にあつては毎秒0.8メートルから3.0メートルまでとすること。なお、一般に、流速は下流に行くに従って漸増させ、勾配は下流に行くに従って小さくなるようにすること。
- 15 排水路並びに雨水管渠及び汚水管渠の設計に用いる流量は次に掲げるところにより算出した値とすること。
- (1) 地区内雨水、汚水等を排出するための施設で、比較的流量の小さいものについては、次の算式により算定した値

$$A \times \frac{23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}}{1 + \left(23 + \frac{0.00155}{I}\right) \times \frac{n}{\sqrt{R}}} \times \sqrt{R \times I}$$

- (2) 地区内雨水、汚水等を排出するための施設で、比較的流量の大きいものについては、次の算式により算定した値

$$A \times \frac{1}{n} \times \sqrt[3]{R^2} \times \sqrt{I}$$

- (3) (1) 及び (2) に掲げる算式中の符号の意義は、次のとおりとする。

A 流水断面積（単位 平方メートル）

I 勾配

n 粗度係数で、ヒューム管にあつては0.013、現場打ちコンクリートにあつては0.014から0.015まで、石積みにあつては0.025とする。

R 径深でAの値を潤辺で除した値（単位 メートル）

16 排水施設の構造は、次に掲げるとおりとすること。

- (1) 雨水と雨水以外の汚水とは、原則として分流式とするとともに、雨水以外の汚水は、暗渠により排出できる構造であること。
- (2) 堅固で耐久力を有し、かつ、漏水を最少限度とする構造であること。
- (3) 暗渠構造の部分の内径又は内法幅は20センチメートル以上であること。
- (4) 暗渠構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けることとし、当該ます又はマンホールには蓋（雨水以外の汚水を排除すべき排水施設に係るます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）が設けられていること。

イ 公共の用に供する管渠の始まる箇所

ロ 下水の流路の方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。

ハ イ及びロに掲げる箇所のほか、当該暗渠の管径に応じ、次の表に掲げる設置間隔以内の間隔ごとの箇所

管 径	300mm以下	300mmを超え 600mm以下	600mmを超え 1,000mm以下	1,000mmを超え 1,500mm以下	1,500mmを超え 1,650mm以下
設 置 間 隔	50 m	75 m	100 m	150 m	200 m

17 専ら雨水を排除すべき管渠に設置するますにあっては深さ15センチメートル以上の泥だめを、雨水以外の汚水を排除すべき管渠に設置するます又はマンホールにあってはその接続する管渠の内法に応じ、相当の幅のインバートを設けること。

(汚水の処理)

18 排水施設のうち、終末処理施設を有する公共下水道に接続するもの以外のものについては、当該排水施設に終末処理施設を設けるものとし、その基準は次のとおりとすること。

- (1) 標準活性汚泥方式又はこれと同等以上の高級処理が可能なるものであること。
- (2) 開発区域内の汚水を、1箇所集中処理できるものであること。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りではない。
- (3) 汚水処理水の水質は、生物学的酸素要求量が20ppm以下で、かつ、浮遊固形物が50ppm以下であること。

19 汚水処理水の放流先の選定に当たっては、次の条件を満たすものとする。

- (1) 下水道に放流する場合にあっては当該下水道の管理者の、その他の施設に放流する場合にあっては当該施設の管理者の同意が得られること。
- (2) 放流先の水量は、渇水期においても、汚水処理水に対して十分な希釈量を有すること。
- (3) 放流先の付近で飲料水等の取水が行われていないこと。

第5 安全措置に関する技術基準

(地盤の計画)

- 1 地盤沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜き等の措置を講ずること。
- 2 開発行為によって崖（地平面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。以下同じ。）が生じる場合には、崖の上端に続く地盤面は、原則としてその崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配をとること。
- 3 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置、土の置換え等の措置を講ずること。
- 4 盛土をする場合には、盛土に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置を講ずること。
- 5 著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切り等の措置を講ずること。
- 6 盛土高が15メートル以上又は地下水等により盛土の崩壊の危険があるときは、サンドマット工を施工するものとし、その厚さは、砂15センチメートル以上又はれき30センチメートル以上とすること。
- 7 工作物（排水施設その他の防災施設を除く。）を設置する斜面（盛土又は切土によつて生じた法面及び自然斜面をいう。以下同じ。）のうち、水平な地盤面に対する勾配が20度以上で、かつ、斜面の下端と上端との高低差が5メートル以上である斜面にあつては、修正フェレニウス法等の合理的な算式による安定計算で求めた安全率が1.2以上を満たすこと。また、安定計算を行うに当たつては、地盤調査の結果等、合理的な根拠に基づく数値を用い、設計荷重（固定、風圧及び積雪）及び想定される地震発生時の地盤の安定性を考慮して行うとともに、一団の斜面であつても、地形、地質、地質構造及び土質が一様でない場合は、その状況に応じた箇所ごとに行うこと。
- 8 切土又は盛土をする場合において、地下水により崖崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがあるときは、開発区域内の地下水を有効かつ適切に排出することができるように排水施設を設けること。

(擁壁等)

- 9 開発行為によって生じる崖面及び法面は、擁壁、石張り、芝張り、モルタル吹き付け等により、風化その他の浸食から保護すること。なお、擁壁で覆われない崖面又は法面にあつては、直高5メートル以内ごとに1.5メートル以上の小段を設け、必要な排水施設を設けること。
- 10 斜面に太陽光発電施設等の工作物を設置する場合にあつては、当該工作物の設置に伴う集水作用等を考慮し、斜面崩壊等を防止するための必要な措置を講ずること。
- 11 切土をした土地の部分に生じる高さが2メートルを超える崖、盛土をした土地の部分に生じる高さが1メートルを超える崖又は切土及び盛土を同時にした土地に生じる高さが2メートルを超える崖面は、擁壁で覆うこと。ただし、切土をした土地の部分に生じる崖又は崖の部分で、次のいずれかに該当するものの崖面については、この限りでない。

(1) 崖の土質に応じ、当該崖の勾配が次の表の中欄に掲げる角度以下のもの

土 質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60°	80°
風 化 の 著 し い 岩	40°	50°
砂利，真砂土，関東ローム，硬質粘土， その他これらに類するもの	35°	45°

(2) 崖の土質に応じ、当該崖の勾配が(1)の表の中欄に掲げる角度を超え、同表の右欄に掲げる角度以下のものについて、その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分。この場合において、(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分があるときは、当該(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

(擁壁の構造)

12 11により設置する擁壁は、原則として鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知練積み造とすること。ただし開発行為によって生じた崖面を覆う練積み造の擁壁で高さが2メートルを超えるものの構造等については、崖の土質に応じ、次の表の諸元の各欄に掲げる値を基準とすること。

(単位 メートル)

諸 元 土 質	勾 配	高 さ	根 入	天 幅	底 幅	栗上幅	栗下幅
・岩 ・岩 層	(1:0.3) 70°~75°	2.0~3.0	0.45	0.40	0.50	0.30	0.40
	(1:0.4) 65°~70°	2.0~3.0	0.45	0.40	0.45	0.30	0.40
		3.0~4.0	0.60	0.40	0.50	0.30	0.50
・砂利又は砂利 交じり砂	(1:0.5) 65°	2.0~3.0	0.45	0.40	0.40	0.30	0.40
		3.0~4.0	0.60	0.40	0.45	0.30	0.50
		4.0~5.0	0.75	0.40	0.60	0.30	0.60
・真砂土 ・硬質粘土	(1:0.3) 70°~75°	2.0~3.0	0.45	0.40	0.70	0.30	0.40
	(1:0.4) 65°~70°	2.0~3.0	0.45	0.40	0.60	0.30	0.40
		3.0~4.0	0.60	0.40	0.75	0.30	0.50
・関東ローム ・その他これら に類するもの	(1:0.5) 65°	2.0~3.0	0.45	0.40	0.50	0.30	0.40
		3.0~4.0	0.60	0.40	0.65	0.30	0.50
		4.0~5.0	0.75	0.40	0.80	0.30	0.60
・その他の土質	(1:0.3) 70°~75°	2.0~3.0	0.60	0.70	0.90	0.30	0.40
	(1:0.4) 65°~70°	2.0~3.0	0.60	0.70	0.85	0.30	0.40
		3.0~4.0	0.80	0.70	1.05	0.30	0.50
	(1:0.5) 65°	2.0~3.0	0.60	0.70	0.80	0.30	0.40
		3.0~4.0	0.80	0.70	0.95	0.30	0.50
		4.0~5.0	1.00	0.70	1.20	0.30	0.50

13 擁壁の構造は、次に掲げるところによること。

- (1) 土圧・水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって破壊されないこと。
- (2) 土圧等によって転倒したり、沈下しないこと。
- (3) 土圧等によって基礎が滑らないこと。

14 擁壁には、その裏面の排水をよくするため、内径が7.5センチメートル以上の陶管等耐久材料を用いた水抜穴を、原則として壁面の面積3平方メートル当たり1箇所以上設けるとともに、擁壁の高さに応じて次の表に掲げる厚さの透水層を設置すること。

擁壁の高さ	透 水 層 の 厚 さ	
	上 端	下 端
3.0 m 以下	30 cm	40 cm
3.0 m を超え 4.0 m 以下	30 cm	50 cm
4.0 m を超え 5.0 m 以下	30 cm	60 cm
5.0 m を 超 え る も の	30 cm	60 cm に擁壁の高さが 5 m を 1 m 増すごとに 10 cm を加える。

(注) 透水層の上端とは、擁壁高（根入れを含まない。）の5分の1下方とする。

15 開発行為によって生じる崖面を覆う擁壁で高さが2メートルを超えるものに係る建築上の基準については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第142条（同令第7章の8の規定の準用に関する部分を除く。）の規定を準用すること。

（土砂流出防止の計画）

16 開発区域及びその周辺の地形、地表の状況等からみて、開発行為により相当量の土砂の流出が予測される場合は、下流域に対する災害を防止するため土砂流出防止施設を設けること。

17 土砂流出防止施設は、流出土砂を適切に防止できる位置に設け、構造上の必要な耐久性及び強度を有するものとする。

（計画流出土砂量）

18 土砂流出防止施設の設計に用いる計画流出土砂量は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1ヘクタール当たりの年間流出土砂量及び流出土砂厚は、開発行為に係る工事の完了後の地表の状態に応じ、次の表の中欄及び右欄にそれぞれ掲げる値とする。

地 表 の 状 態	1ヘクタール当たりの年間流出土砂量	流 出 土 砂 厚
裸地、荒廃地等	200～400 m ³	20～40 mm
皆伐地、草地等	15 m ³	1.5 mm
択 伐 地	2 m ³	0.2 mm
普 通 の 林 地	1 m ³	0.1 mm

- (2) 開発行為に係る工事により地表をかき起こした部分は、当該工事に係る期間は、(1)の規定の適用に当たっては、裸地、荒廃地等とみなす。この場合において、工事に係る期間とは、土砂流出防止施設に係る流域内の土地造成工事期間とし、工事期間が4月未満であるときは、当該工事期間を4月として計算する。
- (3) 開発行為に係る工事が完了した部分は、地表が安定するまでの期間は、(1)の規定の適用に当たっては、皆伐地、草地等とみなす。この場合において、地表が安定するまでの期間とは、地形、地被状態等からみて必要な期間とし、宅地、農地、農業用施設及び公共施設の敷地並びにその周辺地域等にあつては5年以上、その他の地域にあつては3年以上とする。

(土砂流出防止施設)

19 開発行為に係る土砂の流出を防止するため、次のとおり対策を講ずること。

- (1) 流出土砂については、原則として各流域ごとに抑止することとし、開発行為に係る土地の造成後の流出土砂防止施設は、コンクリートダム等の永久施設とすること。
- (2) 開発区域内で残土を処理する場合は、適当な土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講ずることとし、当該土捨場の位置の選定については、急傾斜地、湧水している箇所等を避け、人家又は公共施設等に影響を及ぼさないものとする。また、法面工及び小段、排水施設、土留擁壁等の設置は、盛土の工程に応じて適宜行うこと。

(土砂利用上の土砂災害防止)

20 地形、地表等の状態から土砂流出の可能性のある溪流には、災害防止のため、土砂流出防止施設を設けるほか、周辺既存林地を残す等の措置を講ずること。

第6 消防水利施設に関する技術基準

開発区域内に設ける消防水利施設の計画に当たっては、当該区域を所管する消防長又は消防署長（消防本部又は消防署が設置されていない町村にあつては、当該町村長）と協議して定め、消防法（昭和23年法律第186号）の定める設置基準に適合させること。

第7 水道等給水施設に関する技術基準

(計画給水量)

- 1 計画給水量は、開発区域内の予定建築物等の用途、規模等に応じ、想定される計画使用水量に対して十分余裕のあるものとする。
- 2 開発区域内で消費する用水の取水等は、次に掲げるとおりとすること。
- (1) 取水計画は、当該施設において消費される水量を十分確保しつつ、周辺の水利に支障を及ぼさないよう、適切なものとする。
- (2) 地下水を水源とする場合は、揚水試験を行い、周辺地下水の水位の低下、水量の減少等がないことを確認すること。
- (3) 河川表流水、湖沼、ため池等を水源とする場合は、当該施設の管理者の同意が得られること。

(4) 飲料水については、関係機関の実施する水質検査に合格すること。

3 給水施設に関する計画及び設計については、当該開発区域を所管する水道事業者と協議して定めること。

第8 その他の技術基準

1 防災工事は、他の施設の工事の施行に先立って行なうこととし、降雨に対して必要な安全措置を講ずること。なお、工事中止の事態が生じた場合は、当該措置のほか公共施設の機能に支障のないよう措置を講ずること。

2 ごみ処理施設に関する計画及び設計については、当該区域を所管する市町村等と協議して定めること。

3 他法令による規制がある行為を行う場合は、当該規制に係る基準を満たし、又は必要な許認可を受けること。

確率別降雨継続時間—降雨強度曲線式係数(n,a,b)—一覧表

一般式 (君島形)
$$I = \frac{a}{t^n + b}$$
 I: 降雨強度(mm/hr) t: 降雨継続時間(hr)

確率	千屋			新見			東城			高梁			佐屋			矢掛		
	n	a	b	n	a	b	n	a	b	n	a	b	n	a	b	n	a	b
1/200年	0.4033	50.3445	-0.1296	0.9464	187.3275	1.5358	0.7556	111.2701	0.4596	0.3714	29.0553	-0.5850	0.9804	207.7574	2.5228	0.5856	45.4536	-0.2200
1/150年	0.4272	51.7872	-0.0921	0.9025	163.1852	1.2968	0.7540	107.7018	0.4667	0.3937	30.8450	-0.5398	0.9467	184.3357	2.2011	0.5912	45.6464	-0.1919
1/100年	0.4626	53.8269	-0.0343	0.8463	135.3369	1.0192	0.7467	101.3664	0.4580	0.4259	33.3687	-0.4699	0.9022	156.2800	1.8161	0.6022	46.2602	-0.1401
1/70年	0.4961	55.7954	0.0248	0.7932	113.2509	0.7805	0.7445	96.8150	0.4642	0.4581	35.9848	-0.3938	0.8602	133.9090	1.4983	0.6129	46.8712	-0.0883
1/50年	0.5200	55.9957	0.0516	0.7493	96.4907	0.5977	0.7413	92.3422	0.4700	0.4863	38.0724	-0.3210	0.8273	116.9384	1.2574	0.6227	47.2764	-0.0376
1/30年	0.5591	56.5726	0.1081	0.6890	76.2917	0.3750	0.7439	87.0483	0.5058	0.5320	41.3662	-0.1934	0.7754	94.5272	0.9369	0.6357	47.4733	0.0401
1/20年	0.5850	55.8716	0.1365	0.6423	62.8552	0.2162	0.7416	81.7430	0.5164	0.5723	44.2547	-0.0682	0.7399	80.5652	0.7438	0.6538	48.3321	0.1305
1/10年	0.6343	54.8076	0.2106	0.5815	46.5588	0.0305	0.7453	73.9781	0.5707	0.6477	49.2543	0.1954	0.6807	60.5908	0.4566	0.6781	48.4088	0.2817
1/5年	0.6725	51.1942	0.2614	0.5428	35.6665	-0.0756	0.7579	66.7468	0.6606	0.7189	52.2052	0.4869	0.6270	45.4656	0.2527	0.7144	48.8545	0.5086
1/2年	0.7130	43.2834	0.3569	0.5617	28.6191	-0.0129	0.7832	55.0655	0.8177	0.8430	54.8015	1.0675	0.5552	29.2846	0.0536	0.7619	45.8297	0.8864
確率計算法	一般化極値分布			一般化極値分布			一般化極値分布			一般化極値分布			一般化極値分布			一般化極値分布		

確率	上長田			久世			福渡			岡山			恩原			津山		
	n	a	b	n	a	b	n	a	b	n	a	b	n	a	b	n	a	b
1/200年	1.3737	1329.8896	15.4827	1.0371	237.7170	2.3382	0.5946	90.0982	0.2278	0.5878	58.5134	-0.2377	2.1973	6173.7489	93.1104	1.2287	418.9433	3.5747
1/150年	1.2434	910.2191	10.7644	0.9798	200.4335	1.9082	0.6256	92.7948	0.3243	0.5918	57.7806	-0.2080	1.9682	3628.5191	56.0704	1.1656	350.0586	3.0202
1/100年	1.1086	585.9651	7.0623	0.9038	158.5632	1.4163	0.6587	93.5434	0.4247	0.6043	57.6981	-0.1482	1.6842	1828.1359	28.9984	1.0819	273.2042	2.3739
1/70年	1.0063	409.3620	4.9605	0.8498	131.9974	1.1078	0.6892	94.1717	0.5227	0.6139	57.2228	-0.0964	1.4668	1054.5296	16.9640	1.0112	219.8318	1.9012
1/50年	0.9312	305.1887	3.7034	0.7987	110.3646	0.8448	0.7174	94.4727	0.6222	0.6207	56.3545	-0.0500	1.3061	681.8384	11.0756	0.9473	179.2717	1.5259
1/30年	0.8410	205.0067	2.4633	0.7305	85.2261	0.5351	0.7490	91.4991	0.7224	0.6357	55.4034	0.0355	1.0877	362.7107	5.8119	0.8558	131.5477	1.0531
1/20年	0.7850	154.4467	1.8238	0.6812	69.6140	0.3358	0.7767	89.3532	0.8192	0.6458	54.1545	0.1030	0.9539	235.8982	3.6701	0.7909	103.6961	0.7644
1/10年	0.7057	98.1476	1.0797	0.6126	50.4120	-0.0935	0.8048	81.0332	0.9065	0.6702	52.2286	0.2468	0.7714	121.3059	1.6549	0.6922	69.4464	0.3841
1/5年	0.6502	65.1540	0.6415	0.5743	38.5993	-0.0300	0.8148	69.0313	0.9125	0.6928	48.8094	0.3912	0.6419	68.0365	0.6885	0.6166	47.7215	0.1395
1/2年	0.5968	38.0883	0.3184	0.5863	30.3421	-0.0015	0.7975	48.7851	0.7941	0.7563	44.5010	0.7257	0.5356	34.5696	0.0940	0.5720	31.2733	0.0190
確率計算法	一般化極値分布			一般化極値分布			一般化極値分布			一般化極値分布			一般化極値分布			一般化極値分布		

確率	奈義			今岡			赤磐			和氣			玉野		
	n	a	b	n	a	b	n	a	b	n	a	b	n	a	b
1/200年	0.1662	15.2096	-0.8014	0.9522	183.4708	1.5847	0.2379	24.6883	-0.6580	0.6423	128.5169	0.5811	0.5762	75.7611	0.3875
1/150年	0.2072	18.7920	-0.7459	0.9390	173.3698	1.4948	0.2624	26.7366	-0.6164	0.6234	114.1237	0.4745	0.5748	72.6072	0.3751
1/100年	0.2572	22.8481	-0.6747	0.9212	159.9102	1.3759	0.2902	28.5885	-0.5683	0.6029	97.8232	0.3584	0.5836	70.3967	0.4051
1/70年	0.3040	26.5369	-0.6035	0.9071	149.0072	1.2847	0.3205	30.7385	-0.5124	0.5886	85.9695	0.2733	0.5827	66.6398	0.3941
1/50年	0.3427	29.2442	-0.5417	0.8906	137.9895	1.1823	0.3435	31.8379	-0.4707	0.5784	76.6703	0.2108	0.5882	64.1462	0.4067
1/30年	0.4062	33.5237	-0.4318	0.8671	122.6708	1.0498	0.3898	34.5189	-0.3789	0.5685	65.1644	0.1388	0.6011	61.0798	0.4474
1/20年	0.4574	36.6469	-0.3360	0.8509	111.7694	0.9623	0.4223	35.7347	-0.3113	0.5684	58.3601	0.1112	0.6029	57.1094	0.4458
1/10年	0.5399	40.6331	-0.1619	0.8194	92.9535	0.8021	0.4861	37.7979	-0.1693	0.5744	48.6018	0.0820	0.6117	50.6518	0.4514
1/5年	0.6219	43.1320	0.0374	0.7865	75.0293	0.6527	0.5540	38.7146	-0.0024	0.6078	42.7869	0.1407	0.6330	45.1458	0.5050
1/2年	0.7511	45.0433	0.4397	0.7482	52.4317	0.5019	0.6665	37.9570	0.3270	0.6981	37.9552	0.3751	0.6824	36.7672	0.6271
確率計算法	一般化極値分布			一般化極値分布			一般化極値分布			一般化極値分布			グンベル分布		

注:t — 時間単位
洪水到達時間が1時間未満の場合は、運用に注意すること。

(参考資料) 参考：斜面の安定計算式

算式

算式①を基本とするが、想定される滑り面が浅いことにより算式①を適用できない場合は、無限斜面の安定性評価の算式②を採用する。

算式①（有限斜面の安定性評価）

$$\frac{\sum \{c \times l + (W - u \times b) \cos \alpha \times \tan \phi\}}{\sum (W \times \sin \alpha)}$$

算式の符号

- c 円弧滑り面上の各分割部分の地盤の粘着力（単位 1 平方メートルにつきキロニュートン）
- l 円弧滑り面上の各分割部分の滑り面の長さ（単位 メートル）
- W 円弧滑り面上の各分割部分に作用する荷重（工作物等の設計荷重を含む）（単位 奥行き 1メートルにつきキロニュートン）
- u 円弧滑り面上の各分割部分に作用する間隙水圧（単位 1 平方メートルにつきキロニュートン）
- b 円弧滑り面上の各分割部分の幅（単位 メートル）
- α 円弧滑り面上の各分割部分の中心と滑り面を円弧とする円の中心とを結ぶ直線が鉛直線となす角度（単位 度）
- ϕ 円弧滑り面上の各分割部分の地盤のせん断抵抗角（単位 度）

算式②（無限斜面の安定性評価）

$$\frac{c + (\gamma_t - \gamma_w) z \cos^2 \beta \cdot \tan \phi}{\gamma_t z \cos \beta \cdot \sin \beta}$$

算式の符号

- C 土や岩盤の粘着力（単位 1 平方メートルにつきキロニュートン）
- ϕ 土や岩盤のせん断抵抗角（単位 度）
- γ 土の単位体積重量（工作物等の設計荷重を含む。）（単位 1メートルにつきキロニュートン）
- γ_t 荷重（工作物等の設計荷重を含む）（単位 1立方メートルにつきキロニュートン）
- γ_w 水の単位体積重量（単位 1立方メートルにつきキロニュートン）
- z 斜面の表面から滑り面までの深さ（単位 メートル）
- β 斜面の傾斜角（単位 度）

岡山県県土保全条例施行規則に規定する書類の様式を定める要綱

制定 令和5年3月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山県県土保全条例施行規則（昭和48年規則第36号。以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、岡山県県土保全条例（昭和48年条例第35号。以下「条例」という。）及び規則に規定する様式を定めるものとする。

(申請等の書類)

第2条 条例及び規則に規定する申請等に関する書類は、次条に規定する書類により行う。

(書類の様式)

第3条 次の表の左欄に掲げる規定に基づく同表中欄の書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるとおりとする。

根拠条項	書類の名称	様式
規則第2条	開発行為事前協議申出書	第1号
規則第3条	開発行為許可申請書	第2号
規則第5条第1項	開発行為変更許可申請書	第3号
条例第8条第1号～第3号	工事着手（完了、時期変更、中止、再開）届	第4号
条例第8条第4号	工事施行者変更届	第5号
条例第8条第5号	工事廃止届	第6号

附 則

この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

岡山県におけるゴルフ場開発指針

平成 8年12月 2日	土第394号企画部長通知
平成12年 3月24日	土第501号企画部長一部改正通知
平成18年 3月27日	地振第899号企画振興部長一部改正通知
	地振第900号企画振興部長一部改正通知

地方税法の「ゴルフ場利用税」の課税対象となるゴルフ場（以下「ゴルフ場」という。）を土地の利用目的とする開発行為（変更を含む。）については、次のとおり取扱うものとする。

既設ゴルフ場を含め、ゴルフ場の総面積（法面，人工緑地，自然緑地，残存林地を含む。ただし，環境影響評価の中で「自然保護ゾーン」とされた区域は除く。）が，当該開発計画地の属する河川水系（1級河川吉井川，同旭川，同高梁川の各水系）流域内の森林総面積（森林法第2条に定める「森林」の定義による。）の2%以内，かつ，当該市町村総面積（国土地理院の「全国都道府県市区町村別面積調」による。）の2%以内であること。

ただし，次の場合に限り以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 市町村面積

次の5項目のいずれか1に該当する場合，市町村総面積（開発が過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定により市町村の区域のうち過疎地域とみなされる区域で行われるものにあつては，当該市町村の区域のうち過疎地域とみなされる区域の総面積）のおおむね3%を限度として新規のゴルフ場開発計画（増設計画についても同じ）を認めることができる。

- ① 総合保養地域整備法により指定された重点整備地区で開発を行うもの。
- ② 過疎地域自立促進特別措置法第2条の規定により過疎地域に指定された市町村（同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村も含む。）又は同法第33条第2項の規定により市町村の区域のうち過疎地域とみなされる区域で開発を行うもの。
- ③ ゴルフ場未設置市町村で，1箇所限り開発を行うもの。
- ④ 当該市町村の参加した第三セクターが開発及び運営を行うもの。
- ⑤ 岡山空港影響圏（岡山空港の建設により直接或いは間接的インパクトによって好影響のある範囲で，東側を一般国道53号，西側を一般国道429号，それに北側を県道高梁御津線，南側を山陽自動車道により囲まれた区域とする。）で開発を行うもの。

(2) 水系森林面積

次の2項目のいずれか1に該当する場合，当該開発計画地の属する河川水系流域内の森林総面積の2%を超えてもゴルフ場の開発を認めることができる。

- ① 上記(1)の①の場合。（蒜山美作リゾート構想の中で現に計画されているものに限る。）
- ② 上記(1)の②かつ③の場合。（当該ゴルフ場が18ホール以下のものに限る。ただし，上記(1)の①の開発計画のある市町村は除く。）

総量規制一覧表

基礎となる面積		1. 市町村総面積	2. 河川水系流域内の森林総面積
原則		2%以内	2%以内
特	(1) リゾート法の重点整備地域内	おおむね3%を限度	左を満たしていれば、2%を越えてもやむを得ない（現在計画されているものに限る）
	(2) 過疎市町村内	おおむね3%を限度	2%以内 （(2)のみの場合）
	(3) 未設置市町村で1箇所限り	おおむね3%を限度	2%以内 （(3)のみの場合）
例	-----		(2)かつ(3)でリゾート法の計画がない場合
			左を満たしていれば、2%を越えてもやむを得ない （18ホール以下に限る）
	(4) 市町村参加の第三セクター	おおむね3%を限度	2%以内
(5) 空港影響圏内	おおむね3%を限度	2%以内	

注) 1 ゴルフ場の開発は、1かつ2を満たすもの限り認めることができる。

2 過疎市町村には、過疎地域活性化特別措置法第33条第2項の規定により市町村の区域のうち過疎地域とみなされる区域を有する市町村を含むが、この場合の基礎となる市町村面積は、当該区域の総面積である。

樣 式 ・ 書 式 例 等

- 1 事前協議關係
- 2 開發行為許可申請關係
- 3 環境保全計畫書等
- 4 特例団体協議關係
- 5 協定書・覚書・自然保護協定
- 6 檢查事務處理要領

1 事前協議関係

県土保全条例による事前協議申請に対する意見書（書式例）

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

市 町 村 長

申請者 住 所
氏名又は名称

目的

上記の者から別添のとおり申請がありましたので、下記の意見を付して送付します。

記

	事 項	意 見
に市 関町 す村 振興 の計 画	土 地 利 用 計 画 と の 関 連	自然保護等、土地利用の見地から開発に適する地域かどうかなどを記載すること
	開 発 構 想 と の 関 連	市町村振興計画等との関連の有無及び農林業投資受益地等の有無、公共施設整備計画との関連の有無等
	開発が及ぼす効果に関する事項	関連する公共、公益施設の整備状況、就労人口見込等
	そ の 他	
つ許他 い認法 て可令 事事 項に による	保安林指定区域、砂防指定区域、河川保全区域、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域、農地、山林、文化財などの状況について	
状開 況発 に区 関域 する 及び も周 辺の	区 域 内 の 地 形 及 び 地 質	
	接 続 道 路	
	流 末	
	消 防 水 利	
	上 水 道	
	下 水 道	
	周 辺 の 自 然 環 境	
	周 辺 の 文 化 財	
そ の 他		
総 合 的 意 見		

様式第1号

開発行為事前協議申出書

年 月 日

岡山県知事 殿

申出者住所.....
氏名又は名称.....
(電話)

岡山県県土保全条例(昭和48年岡山県条例第35号)第4条第1項の規定により、次の土地の開発について、協議を申し出ます。

1 土地の所在及び地番		
2 地目及び面積	地 目	面 積
		m ²
3 土地の利用目的		
4 事業主の資産状況及び工事施行者の主な工事施行経歴		
5 その他参考事項		
6 添付書類	開発計画の概要、開発区域の位置図、区域図(1/25,000以上)	

(注) 5欄には農地法、森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法などの規制がある場合はその状況を記入すること。

開発計画の概要（事業計画書）（書式例）

1 事業目的

2 用地選定の理由

3 用地の現況

① 位置および交通関係

② 地目別面積

地目	面積
田	〇〇.〇ha
畑	
山林	
原野	
池沼	
採草地	
宅地	
計	〇〇〇.〇ha

③ 用地交渉の状況

4 土地利用計画表

土地利用計画表

区分	面積 (m ²)	割合 (%)
道路面積		
〇〇施設面積		
公園広場面積		
サービス用地面積		
駐車場面積		
自然保存面積		
周辺緑地面積		
未利用地面積		
〇〇〇面積		
計画総面積		

5 工事数量の概算

- ① 土 工
- ② 擁 壁 工
- ③ 排 水 工

- ④ 道 路 工
- ⑤ 防 災 工

6 付帯工事計画

- ① 道路計画
- ② 用水計画
- ③ 排水計画
- ④ 防災計画
- ⑤ し尿, ごみ処理計画

- ⑥ 自然保護計画
- ⑦ 文化財保護計画
- ⑧ 公害防止計画
- ⑨ 農薬使用に関する計画

7 計画工期, 工程表

8 その他

工事施行者の主な工事施行経歴書（書式例）

- 1 工事施行者の住所，氏名または名称
- 2 建設業法による建設業者登録，登録年月日，国土交通大臣第 号
知 事
- 3 建設業法第26条による主任技術者 住所，氏名
- 4 技術者略歴（職名，氏名，年令，在社年数，資格免許等）
- 5 造成工事施行経歴

注文主の氏名または名称	元請 下請 の別	工 事 内 容	工事施行場所	面積（㎡）	完了年月
		{ 宅 地 造 成 } { ゴ ル フ 場 } { 別 荘 地 } { レ ジ ャ ー 施 } { 設 等 の 別 }			

事業主の資産状況報告書（書式例）

- 1 営業概要書（設立年月日，資本金，従業員，営業科目，事業所の所在等）
- 2 収支決算書（貸借対照表，損益計算書）
- 3 未納の税額がないことの証明書
 - ① 法人税または所得税
 - ② 事 業 税
- 4 主たる取引金融機関

資金計画書(書式例)

1 収支計画

(単位 千円)

科 目		金 額	備 考
収 入	処 分 収 入		千円/m ²
	処 分 収 入		
	補 助 負 担 金		
	自 己 資 金		
	借 入 金		
	計		
支 出	用 地 費		千円/m ²
	工 事 費		千円/m ²
	防 災 工 事 費		
	整 地 工 事 費		
	道 路 工 事 費		
	排 水 施 設 工 事 費		
	給 水 施 設 工 事 費		
	公 園 施 設 工 事 費		
	附 帯 工 事 費		千円/m ²
	事 務 費		
借 入 金 利 息			
	計		

2 年度別資金計画

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	年度	年度
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
支	事業費						
	用地費						
出	工事費						
	附帯工事費						
支	事務費						
	借入金利息						
出	借入償還金						
	計						
収	自己資金						
	借入金						
入	処分収入						
	処分収入						
入	補助負担金						
	計						
借入金の借入先							

※工事完了までの期間について記載すること

2 開發行為許可申請關係

県土保全条例による開発行為許可申請に対する意見書（書式例）

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿
(10ha未満) 県民局長)

市町村長
(県民局長)

申請者 住 所
氏名又は名称

目的

上記の者から別添のとおり申請がありましたので、下記の意見を付して送付します。

記

	事 項	意 見
に市 関町 す村 る振 興の 計画	土 地 利 用 計 画 と の 関 連	自然保護等、土地利用の見地から開発に適する地域かどうかなどを記載すること
	開 発 構 想 と の 関 連	市町村振興計画等との関連の有無及び農林業投資受益地等の有無、公共施設整備計画との関連の有無等
	開発が及ぼす効果に関する事項	関連する公共、公益施設の整備状況、就労人口見込等
	そ の 他	
つ許他 い認法 て可令 事によ 項にる	保安林指定区域、砂防指定区域、河川保全区域、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域、農地、山林、文化財などの状況について	
状開 況発 に区 関域 する 及び も周 辺の	区 域 内 の 地 形 及 び 地 質	
	接 続 道 路	
	流 末	
	消 防 水 利	
	上 水 道	
	下 水 道	
	周 辺 の 自 然 環 境	
	周 辺 の 文 化 財	
そ の 他		
総 合 的 意 見		

開 発 行 為 許 可 申 請 書

岡山県県土保全条例第5条の規定により開発行為の許可を申請します。		※ 手 数 料 欄	
岡山県知事 殿		年 月 日	
		申請者住所.....	
		氏名または名称..... (電話)	
開 発 行 為 の 概 要	1	開発区域に含まれる地名 および地番	
	2	開 発 区 域 の 面 積	m ²
	3	土 地 の 利 用 目 的	
	4	開 発 計 画 の 内 容	
	5	工 事 の 設 計	
	6	予定建築物その他の施設の 種類および規模	
	7	工事着手予定年月日	年 月 日(許可の日から 日以内)
	8	工事完了予定年月日	年 月 日(許可の日から ヶ月以内)
	9	工事施行者の住所・氏名	
	10	そ の 他 参 考 事 項	
※ 受 付 番 号		年 月 日	第 号
※ 許可に付する条件			
※ 許 可 番 号		年 月 日	岡山県指令 第 号

- (注) 1 ※欄は記入しないこと。
 2 10欄には農地法、森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法などの規制がある場合はその状況を記入すること。

開発計画の概要（事業計画書）（書式例）

1 事業目的

2 用地選定の理由

3 用地の現況

① 位置および交通関係

② 地目別面積

地目	面積
田	〇〇.〇ha
畑	
山林	
原野	
池沼	
採草地	
宅地	
計	〇〇〇.〇ha

③ 用地交渉の状況

4 土地利用計画表

土地利用計画表

区分	面積 (m ²)	割合 (%)
道路面積		
〇〇施設面積		
公園広場面積		
サービス用地面積		
駐車場面積		
自然保存面積		
周辺緑地面積		
未利用地面積		
〇〇〇面積		
計画総面積		

5 工事数量の概算

- ① 土 工
- ② 擁 壁 工
- ③ 排 水 工

- ④ 道 路 工
- ⑤ 防 災 工

6 付帯工事計画

- ① 道路計画
- ② 用水計画
- ③ 排水計画
- ④ 防災計画
- ⑤ し尿, ごみ処理計画

- ⑥ 自然保護計画
- ⑦ 文化財保護計画
- ⑧ 公害防止計画
- ⑨ 農薬使用に関する計画

7 計画工期, 工程表

8 その他

工事施行者の主な工事施行経歴書（書式例）

- 1 工事施行者の住所，氏名または名称
- 2 建設業法による建設業者登録，登録年月日，国土交通大臣第 号
知 事
- 3 建設業法第26条による主任技術者 住所，氏名
- 4 技術者略歴（職名，氏名，年令，在社年数，資格免許等）
- 5 造成工事施行経歴

注文主の氏名または名称	元請 下請 の別	工 事 内 容	工事施行場所	面積（㎡）	完了年月
		{ 宅 地 造 成 } { ゴ ル フ 場 } { 別 荘 地 } { レ ジ ャ ー 施 } { 設 等 の 別 }			

事業主の資産状況報告書（書式例）

- 1 営業概要書（設立年月日，資本金，従業員，営業科目，事業所の所在等）
- 2 収支決算書（貸借対照表，損益計算書）
- 3 未納の税額がないことの証明書
 - ① 法人税または所得税
 - ② 事 業 税
- 4 主たる取引金融機関

資金計画書(書式例)

1 収支計画

(単位 千円)

科 目		金 額	備 考
収 入	処 分 収 入		千円/m ²
	処 分 収 入		
	補 助 負 担 金		
	自 己 資 金		
	借 入 金		
	計		
支 出	用 地 費		千円/m ²
	工 事 費		千円/m ²
	防 災 工 事 費		
	整 地 工 事 費		
	道 路 工 事 費		
	排 水 施 設 工 事 費		
	給 水 施 設 工 事 費		
	公 園 施 設 工 事 費		
	附 帯 工 事 費		千円/m ²
	事 務 費		
借 入 金 利 息			
	計		

2 年度別資金計画

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	年度	年度
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
支 出	事業費 用地費 工事費 附帯工事費 事務費 借入金利息						
	借入償還金						
	計						
収 入	自己資金 借入金						
	処分収入 処分収入						
	補助負担金						
	計						
借入金の借入先							

※工事完了までの期間について記載すること
自己資金については預金残高証明書、借入金については融資証明書を添付すること

施設の管理計画書（書式例）

種 別	管 理 者	摘 要
道 路 排 水 施 設 汚 水 処 理 場 公 園 ， 広 場 ， 緑 地 ○ ○ ○ 施 設 未 利 用 地 清 掃 消 防 そ の 他		

様式第3号

開発行為変更許可申請書

岡山県県土保全条例第7条の規定により，開発行為 の変更の許可を申請します。		※ 手 数 料 欄	
		年 月 日	
岡山県知事 殿		申請者住所..... 氏名または名称..... (電話.....)	
1 当初 許可年月日・番号	年 月 日	岡山県指令 第 号	
2 開発区域に含まれる地名，地番および面積			m ²
3 変更内容の概要	(1) 開発区域に含まれる地名・地番・面積		
	(2) 土地の利用目的		
	(3) 予定建築物その他の施設の 種類および規模		
	(4) 工事の設計		
4 変更の理由			
※ 受付番号	年 月 日	第 号	
※ 許可に付する条件			
※ 許可番号	年 月 日	岡山県指令 第 号	

- (注) 1 ※印欄は記入しないこと。
 2 3欄の変更内容は，該当する(1)～(4)の番号を○でかこんでください。

様式第4号

工事着手(完了・時期変更・中止・再開)届

年 月 日

岡山県知事 殿

届出者住所.....

氏名又は名称.....

(電話)

岡山県県土保全条例(昭和48年岡山県条例第35号)第8条の規定により工事の(着手・完了・着手時期変更・完了時期変更・中止・再開)について、次のとおり届け出ます。

1	開発許可の年月日・番号	年 月 日	岡山県指令 第 号
2	開発区域に含まれる地名, 地番 及び 面積		m ²
3	工事の <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 着手・着手時期 変更・完了・完 了時期変更・中 止・再開 </div> 年月日	当初 年 月 日 変更 年 月 日	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 中止の場合は, 中止 期間を明記のこと 年 月 日 ~ 年 月 日 </div>
4	着手時期及び完了時期を 変更し, 又は工事を中止再開 する場合はその理由		
5 工事 施行 者	住 所		
	氏 名 又 は 名 称		
	連 絡 場 所		(電話)
6 現 場 監 理 者	住 所		
	氏 名		
	連 絡 場 所		(電話)

(注) 本文及び3欄のかつこ内の該当するものを○で囲んでください。

様式第5号

工 事 施 行 者 変 更 届

年 月 日

岡山県知事 殿

届出者住所.....

氏名又は名称.....

(電話)

岡山県県土保全条例(昭和48年岡山県条例第35号)第8条の規定により工事施行者の変更について次のとおり届け出ます。

1	開発許可の年月日・番号	年 月 日	岡山県指令	第 号
2	開発区域に含まれる地名, 地番及び面積			m ²
3	変 更 年 月 日	年 月 日		
4	工事施行者		新	旧
		住 所		
		氏 名 又 は 名 称		
		連 絡 場 所	(電話)	(電話)
5	変 更 の 理 由			

様式第6号

工 事 廃 止 届

年 月 日

岡山県知事 殿

届出者住所.....

氏名または名称.....

(電話)

岡山県県土保全条例第8条の規定により、開発行為に関する工事を下記のとおり廃止したので届け出ます。

記

1 開発許可の年月日・番号	年 月 日 岡山県指令 第 号
2 工事廃止予定年月日	年 月 日
3 工事の廃止に係る地域の名称	
4 工事の廃止に係る地域の面積	m ²
5 廃止の理由	
6 廃止時の土地の状況と廃止に伴う今後の措置	

工事の進ちょく状況報告（ 年 月末）

(開発目的) _____ (規 模) _____ m²

(工 期) 年 月 日から
 年 月 日まで

(開発場所) 郡 町 大字 (企業名)

項 目	出来形	全 体 数 量	前月まで累計	本 月	累 計	備 考
準 備 工			%	%	%	
道	路 工 擁 壁 路 盤 法 面 保 護					
防	災 工 調 整 池 砂 防 え ん 堤 防 護 棚					
排	水 工 床 堀 側 溝					
盛 土 工						
切 土 工						
そ の 他						
全 体						

- (注) 1 進ちょく状況の判明できる図面を添付すること。特に防災施設等は詳細写真とする。
 2 全体数量欄は、項目によって適宜単位を付すること。
 3 その他欄は、緑化工、建築物等を記載のこと。

3 環境保全計画書等

土砂等に係る環境保全計画書

年 月 日

岡山県知事

殿

県民局長

申請者住所 _____

氏名又は名称 _____

年 月 日付で、岡山県県土保全条例第5条の規定により許可申請する開発行為について、土砂等に係る環境保全計画は次のとおりです。

記

1 開発行為の概要

1 開発区域に含まれる地名及び地番	申請書記載のとおり
2 開発区域面積	申請書記載のとおり
3 土地の利用目的	申請書記載のとおり
4 開発計画の内容	申請書記載のとおり
5 工事着手予定年月日	申請書記載のとおり
6 工事完了予定年月日	申請書記載のとおり
7 工事施工者の住所・氏名	申請書記載のとおり
8 土砂等の移動全体量（9 + 10）	約 m ³
9 開発区域外からの土砂等搬入量	約 m ³
10 開発区域からの土砂等搬出量	約 m ³

2 環境保全計画の概要

（1）土砂等使用計画

埋立て等に使用するため搬入する土砂等については、搬入元の場所、土砂等採取区域の使用履歴、「土壌汚染対策法」および「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく指定区域の有無等を確実に確認します。

搬入計画の詳細が決定し次第、所定の様式により報告し、貴殿の了承を得てから搬入を開始します。

(2) 土砂等性状等確認方法

埋立て等に使用する土砂等は、開発行為の終了後に土地利用を図る際に土壌等の汚染を生じることがないように、必要に応じ土壌汚染対策法に基づく指定基準以下であることを確認し、貴殿の了承を得てから使用します。

なお、分析項目は、搬入元土砂採取区域の土地の使用履歴から汚染を生じる可能性のある項目とし、項目の選定に当たっては、県環境部局（県民局地域政策部環境課）に協議することとします。

(3) 土砂等管理方法

埋立て等のため開発区域外から土砂等を搬入する場合は、土砂等管理台帳等を備え置き、次の項目を適宜記録し、事業完了3年後まで保管します。

- ①開発区域外から搬入する土砂等の搬入量
- ②搬入元ごとの土砂等搬入量及並びに採取場所及び採取場所の土地使用履歴
- ③搬入元ごとの土砂等分析結果

土砂等使用計画書

【別紙1-1】

年 月 日

岡山県知事 殿
県民局長

申請者住所 _____

氏名又は名称 _____

土砂等に係る環境保全計画書に基づく土砂等使用計画は、次のとおりです。

公共工事から発生した土砂を搬入する場合

No.	搬入元 工事場所	工事番号 工事名	路線・河川名	工事発注者	指定区域※の 該当	搬入元土地の 状況等	搬入土質 及び土量	搬入期間	搬入方法 (業者名)
記入例	〇〇市〇〇地内	第1-2号 (単) 道路工事	(主) 〇〇線	〇〇市 建設部 建設課〇〇班	有・無	現在まで山林 (土砂発生原因) 地山の掘削	レキ質土 〇〇m ³ 砂質土 m ³ 粘性土 m ³	自・令和〇年〇月〇日 至・令和〇年〇月〇日	10t積ダンプ (運搬業者名) 〇〇工務店
1					有・無	(土砂発生原因)	レキ質土 m ³ 砂質土 m ³ 粘性土 m ³	自・令和 年 月 日 至・令和 年 月 日	(運搬業者名)
2					有・無	(土砂発生原因)	レキ質土 m ³ 砂質土 m ³ 粘性土 m ³	自・令和 年 月 日 至・令和 年 月 日	(運搬業者名)
3					有・無	(土砂発生原因)	レキ質土 m ³ 砂質土 m ³ 粘性土 m ³	自・令和 年 月 日 至・令和 年 月 日	(運搬業者名)
4					有・無	(土砂発生原因)	レキ質土 m ³ 砂質土 m ³ 粘性土 m ³	自・令和 年 月 日 至・令和 年 月 日	(運搬業者名)
5					有・無	(土砂発生原因)	レキ質土 m ³ 砂質土 m ³ 粘性土 m ³	自・令和 年 月 日 至・令和 年 月 日	(運搬業者名)

※土壌汚染対策法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律

土砂等使用計画書

【別紙1-2】

年 月 日

岡山県知事 殿
県民局長

申請者住所 _____

氏名又は名称 _____

土砂等に係る環境保全計画書に基づく土砂等使用計画は、次のとおりです。

公共工事以外の土砂を搬入する場合

No.	搬入元 工事場所	工事の名称 内容	施工業者	指定区域※の 該当	搬入元土地の 状況等	搬入土質 及び土量	搬入期間	搬入方法 (業者名)	審査結果 ※(県民局記入)
記入例	〇〇市〇〇地内	〇〇邸の浄化槽 改修工事	(株)〇〇建設	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	現在まで山林 (土砂発生原因) 地山の掘削	レキ質土 〇〇m ³ 砂質土 m ³ 粘性土 m ³	自・令和〇年〇月〇日 至・令和〇年〇月〇日	10t積ダンプ (運搬業者名) 〇〇工務店	搬入 可・不可
1				有・無	(土砂発生原因)	レキ質土 m ³ 砂質土 m ³ 粘性土 m ³	自・令和 年 月 日 至・令和 年 月 日	(運搬業者名)	搬入 可・不可
2				有・無	(土砂発生原因)	レキ質土 m ³ 砂質土 m ³ 粘性土 m ³	自・令和 年 月 日 至・令和 年 月 日	(運搬業者名)	搬入 可・不可
3				有・無	(土砂発生原因)	レキ質土 m ³ 砂質土 m ³ 粘性土 m ³	自・令和 年 月 日 至・令和 年 月 日	(運搬業者名)	搬入 可・不可
4				有・無	(土砂発生原因)	レキ質土 m ³ 砂質土 m ³ 粘性土 m ³	自・令和 年 月 日 至・令和 年 月 日	(運搬業者名)	搬入 可・不可
5				有・無	(土砂発生原因)	レキ質土 m ³ 砂質土 m ³ 粘性土 m ³	自・令和 年 月 日 至・令和 年 月 日	(運搬業者名)	搬入 可・不可

※土壌汚染対策法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律

有害物質使用状況確認書（例）

(申請者)

株式会社●●

代表取締役 ○○○○

(搬入元土地所有者等)

岡山県岡山市北区内山下○—○

株式会社▲▲

代表取締役 △△ △△

貴社の開発区域に搬入する土砂の搬入元の土地（工場・事業場の敷地の一部であることを含む。）における有害物質の使用状況等については、下記のとおりです。

記

1 搬入元の土地の所在地	岡山県■■市□□町××番
2 指定区域*の該当	有 <input checked="" type="radio"/> 無
3 水質汚濁防止法に基づく有害物質使用 特定施設の設置の有無（過去に設置して いた場合を含む）	有 <input checked="" type="radio"/> 無 有の場合、次の事項を記入すること。 特定施設の種類： 有害物質の種類：
4 その他特定有害物質の使用の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 有の場合、次の事項を記入すること。 特定有害物質の種類：鉛及びその化合物 使用していた場所：（別添のとおり）
5 土壌の分析結果の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 有の場合、次の事項を記入すること。 分析年月日：令和○年○月○日 分析機関：株式会社○○ 分析項目及び分析結果： 別添計量証明書のとおり

※「土壌汚染対策法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく指定区域

4 特例団体協議関係

協 議 書

年 月 日

岡山県知事 殿

住 所 _____
 氏 名 _____ ㊟
 (電話 _____)

岡山県県土保全条例第16条第2項の規定により下記のとおり協議する。

記

事業計画の概要	1 施 行 場 所	
	2 計 画 区 域 の 面 積	m ²
	3 土 地 の 利 用 目 的	
	4 事 業 計 画 の 内 容	
	5 添 付 図 書	
	6 工 事 着 手 予 定 年 月 日	
	7 工 事 完 了 予 定 年 月 日	
	8 工 事 監 督 責 任 者	所属部課 職 氏 名 (電話 _____)
	9 そ の 他 参 考 事 項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 協 議 結 果 通 知 番 号	年 月 日 第 号	

(注) 1 ※印欄は記入しないこと。

2 9 欄には個別法に基づく土地利用上の制約について記載のこと。

事業計画書

1 事業目的

2 用地選定の理由

3 用地の現況

地目	面積 (ha又は㎡)
田	
畑	
山林	
原野	
採草地	
宅地	
池沼	
その他	
計	

4 土地利用計画

区 分	面 積 (m ²)	割 合 (%)
道 路		
宅 地		
○ ○ 施 設		
公 園 広 場		
サ ー ビ ス 用 地		
駐 車 場		
自 然 保 存		
周 辺 緑 地		
未 利 用 地		
そ の 他		
合 計		

5 工事数量の概算

- ① 土 工
- ② 擁 壁 工
- ③ 排 水 工
- ④ 道 路 工
- ⑤ 防 災 工

6 当該地域の主な施設計画と周辺施設との関連

- ① 取 合 道 計 画
- ② 用 水 計 画
- ③ 排 水 計 画
- ④ 防 災 計 画
- ⑤ し尿, ごみ処理計画
- ⑥ 自 然 保 護 計 画
- ⑦ 文 化 財 保 護 計 画

7 関係法令に基づく規制に関する措置

8 その他参考事項

- (注) 1 上記様式は一例を示したもので、上級機関等への協議書等があれば、それを利用することができる。
- 2 事業目的が道路、鉄道等長狭物であるものについては、4 から 6 までの欄の記載は省略することができる。

5 協定書・覚書・自然保護協定

協 定 書 (書 式 例)

〇〇市(町村)(以下「甲」という。)と〇〇株式会社(以下「乙」という。)とは、乙が、岡山県〇〇市(郡)〇〇町(村)〇〇地内に〇〇〇を建設することについて次の条項によって協定し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

(事 業)

第1条 乙は、甲の〇〇地内において〇〇事業及びこれに関連する開発事業(以下「事業」という。)を〇〇(元号)〇年〇月〇日(各種許可のあった日以後最も早く事業に着手できる日)から着工し、〇〇(元号)〇年〇月〇日(着工の日から〇年〇月を経過した日)までに完了するものとする。

2 乙が建設する〇〇の位置は、別図に示す地内で、その面積は〇〇ha(m²)とする。

(指 導)

第2条 甲は、乙の事業が円滑に行われるよう、事業の実施に関する関係許認可事項等の指導その他の協力をするものとする。

(用地等の確保)

第3条 乙は、この協定の定めるところに従い、事業に必要な土地及び土地に定着する物件に関する権利の取得又はこれらの借り受け(以下「用地等の確保」という。)を行うものとする。

2 甲は、乙の行う用地等の確保に関し、必要なあっせんを行うものとする。

3 乙は、確保した用地等を第1条第1項に規定する本来の事業目的以外の用に供してはならない。

(事前協議等の前置)

第4条 乙は、用地等の確保に先だち、あらかじめ事業に利害関係を有する住民に開発計画を説明し、その協力を得るよう努めるとともに、当該事業に係る土地の区域(以下「〇〇〇〇」という。)が、10ヘクタール以上である場合は、岡山県県土保全条例(昭和48年岡山県条例第35号)第4条第1項に規定する事前協議(10ヘクタール未満である場合は、甲市(町村)開発事業の調整に関する条例(〇〇年甲市条例第〇号)第〇条に規定する事前協議)を終了していなければならない。

2 前項の規定は、乙が用地の造成計画若しくは事業計画を大幅に変更する場合について準用する。

3 乙は、直接利害関係を有する者のみならず、これに準ずる周辺の住民に対しても事業の趣旨及び計画を説明して協力を得るよう努めなければならない。

(事業の実施)

第5条 乙は、この協定書に定める事業を施行するに当たって、当該事業に係る土地の区域が1ヘクタール以上の場合、岡山県県土保全条例に基づく開発許可を受けた後に、(当該事業に係る土地の区域が1ヘクタール未満の場合は、前条の規定による甲との協議等を終了した後に、)当該事業実施計画に基づき実施するものとする。

2 乙は、事業の実施については、甲及び関係行政機関の指示及び監督の下に事業を行うものとする。

(道 路)

第6条 乙は、当該事業の地区内の幹線及び支線道路並びにこれと地区外とを直接連絡する道路については、

それぞれの道路管理者と協議の上、自己の費用負担において必要な新設、改良若しくは舗装を行うとともに、植樹などその緑化に努めるものとする。

- 2 新設された道路については、乙はその管理を甲に移管することとし、甲は当該道路を市（町村）道として管理するものとする。
- 3 乙は、前項の移管手続が完了するまでは、当該道路について善良なる管理者の注意義務をもって維持管理するものとする。

（用水の確保）

第7条 乙は、事業の施行及び事業の完成後における必要な用水を自己の責任と費用負担において確保するものとする。

- 2 前項の場合において、乙は市（町村）水道管理者と協議してその了解を得るとともに、関係地域住民が現に使用している地下水の利用に支障を生ぜしめないようあらかじめ調査を行うなど万全の措置をとるものとする。
- 3 甲は、前項の措置にもかかわらず、地下水の利用に支障が生じた場合にはその取水を制限し、かつ必要な措置を乙に対して求めることができる。

（排水）

第8条 乙は、あらかじめ事業の施行若しくは完成後における雨水、汚水、下水等の終末処理計画をたて、甲と協議するとともに河川管理者とも協議し、それらの者の同意を得なければならない。

- 2 雨水以外の汚水、下水等については、乙は自己の費用負担において浄化槽を設置し、かつ専用排水路を設けて〇〇川の〇〇地点に直接排水するものとする。

（防災）

第9条 乙は、甲及び関係行政機関の指導及び指示に従い自己の費用負担において必要な防災施設を設け、災害の防止に万全を期するものとする。

- 2 乙は、甲の指示に従い、自己の費用負担において、〇〇〇〇の防災施設については、他の工事に先がけてこれを設置しなければならない。
- 3 前2項において設置する防災施設の細目については、岡山県県土保全条例に基づく基準に定めがあるもののほか、別に甲乙協議して定める。

（公共施設等の設置）

第10条 乙は、事業の施行若しくは完成後において必要となる公共施設（施設名）及び公益的施設（施設名）の用地をあらかじめ確保し、かつ乙がその費用負担において当該施設を設置し甲に寄附するものとする。

- 2 前項において定める公共施設及び公益的施設の種類、規模、内容、管理等の細目については、岡山県県土保全条例に基づく基準に定めのあるもののほか、別に甲乙協議して定める。

（公害防止）

第11条 乙は、（事業名）の操業により発生する騒音、振動、媒煙、ガス、臭気、排水等については、公害に関する法令の趣旨及び基準を遵守して必要な公害防止施設を整備するなど自己の責任と費用負担において、関係住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。

- 2 前項の措置を行ってもなお、公害発生のおそれが生じ若しくは現実に生じた場合、又は関係住民から苦

情があった場合には、乙は直ちに誠意をもって所要の措置を講ずるとともに、甲及び関係行政機関に協議し、その指示に従うものとする。

(肥料及び農薬の使用)

第12条 乙は、芝等への肥料及び農薬の使用に当たっては、調整池、水道水源、河川等の水質の状況を定期的に調査し、これら水域へ著しい影響を生じないよう使用量、使用時期、肥料・農薬の種類等に十分配慮するものとする。

(環境衛生)

第13条 乙は、(事業名)内において生ずることが予想されるし尿及び廃棄物については、自己の費用負担においてそれぞれ必要な処理施設を設けて処理するなど環境衛生に万全を期するものとする。

(文化財保護)

第14条 乙は、事業を実施するに当たっては、甲及び関係行政機関の指示に従い、あらかじめ自己の費用負担において、文化財の有無の調査及びこれを保護するために必要な措置をとるものとする。

(自然保護)

第15条 乙は、この協定に定めるもののほか、別に自然保護に関する協定を甲(開発区域10ヘクタール未満の場合)又は甲及び岡山県(開発区域10ヘクタール以上の場合)と事業実施前に締結するものとする。

(地元の産業振興への協力)

第16条 乙は、事業の施行及び関連施設の建設整備に伴い必要となる従業員の採用、下請企業の選定、生鮮食品などの商品及び資材物資の購入については、甲の地元産業の振興のため優先的な取扱いを行うよう努めるものとする。

(協定事項の不履行等)

第17条 乙の責に帰すべき事由により事業を中止し、若しくは甲の承認を得ないで変更し、又はこの協定に定める義務を履行しない場合は、用地その他の権利を返還するものとする。

2 乙の事業の施行若しくは施設の設置に起因して生じた損害については、乙は甲及び被害を受けた第三者に対して相当の賠償の責を負うものとする。

(権利義務の承継)

第18条 乙がこの協定において定めた事業を第三者に譲渡しようとする場合において、乙は本協定に定める事項をすべて事業譲受人をして承継せしめるよう措置しなければならないものとし、その義務の履行については、乙及びその譲受人が連帯してその責任を負うものとする。

2 前項に定める譲り受けについては、甲に報告し、その同意を得るものとする。

(1ヘクタール以上の譲渡)

3 前2項の規定にかかわらず、乙が岡山県県土保条例に基づく開発許可を受けた後において、当該事業を第三者に譲渡しようとする場合は、譲受人において、新たに開発許可を受けなければならないものとし、当該開発許可が得られるまでの間は、当該事業に関する一切の責任と負担を乙が負うものとする。

(協定の変更)

第19条 この協定書に定めるもののうち、不測の事態により目的を達成することが著しく困難になった場合には、甲乙協議の上本協定を変更することができる。

2 前条第2項の規定は、この協定の基本的重要な事項を変更する場合に準用する。

(実施細目及び疑義の決定)

第20条 この協定の実施細目は、覚書をもって別に定めるものとする。

2 この協定書に定めた事項に関して疑義を生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項に関しては、甲乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住 所

市(町村)長 氏 名 印

乙 住 所

〇〇株式会社
代表取締役 氏 名 印

立 会 人

当該市(町村)
議会議長 氏 名 印

覚 書 (書 式 例)

市
〇〇町 (以下「甲」という。)と〇〇株式会社 (以下「乙」という。)は、甲と乙との間で締結した協定書
村

の実施細目について、次のとおり取り決める。

(道路関係)

第1条 協定書第6条第1項の規定により、乙が整備する道路は次のとおりとする。

(1) 改 良 県道〇〇線〇〇より〇〇まで
幅員〇〇m, 延長〇〇m
年 月末日までに完成

(2) 舗 装 町道〇〇線〇〇より〇〇まで
幅員〇〇m, 延長〇〇m, 面積〇〇m²
路盤工〇cm, 表層工〇cm, アスファルトコンクリート舗装
年 月 日完成

(環境衛生関係)

第〇条 協定書第12条の規定により乙が設置するし尿およびじん芥処理施設は、次のとおりとする。

(1) し尿処理施設

位 置	別図のとおり
方 式	〇〇〇〇法
能 力	日 量 〇〇〇kl
推 定 排 出 量	〃 〇〇〇kl
建 物 等	〇〇〇m ²
収 集 処 理 方 法	-----
完 成 年 月 日	年 月 日
そ の 他	-----

(2) じん芥処理施設

(以下条項省略)

この覚書によって取り決めたことを証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住 所

市（町村）長 氏 名 印

乙 住 所

〇〇株式会社
代表取締役 氏 名 印

[参 考]

覚書は協定書を補足し，その細目を取り決める一種の契約である。

自然保護協定書(書式例)

岡山県(以下「甲」という。)と〇〇市(町村)(以下「乙」という。)と〇〇〇〇株式会社(以下「丙」という。)とは、岡山県自然保護条例の規定に基づき、次のとおり自然保護協定を締結する。

(事業の概要)

第1条 丙が行う事業の概要は、次のとおりとする。

- (1) 事業地 市(郡) 町(村) 大字
- (2) 事業名
- (3) 事業計画面積 m^2
- (4) 事業期間 年 月 日から
年 月 日まで

(自然保護措置)

第2条 丙は、前条の事業の実施にあたっては、自然の破壊を防止するため、自然の改変を最小限にとどめるとともに、植生の回復その他適切な措置を講ずるものとする。

2 丙は、前項の規定による措置として別記に掲げる事項について履行するものとする。

(甲、乙および丙の協力)

第3条 甲、乙および丙は、丙が実施する事業に伴う自然保護の措置について相互に緊密な連絡を図り、丙の事業が円滑に実施され、かつ、自然保護のために適切な措置が講ぜられるように努めるものとする。

(報告および調査)

第4条 甲および乙は、丙が行う事業の実施状況について、丙に対し必要な報告を求め、かつ、自然保護担当職員に立入調査を行わせることができるものとする。

(違反時の措置)

第5条 甲および乙は、丙がこの協定に違反し、かつ、自然の保護に重大な影響があると認めるときは、丙から事情を聴取し、その程度に応じて改善措置を指示し、または工事の一時中止を指示することができるものとし、丙は、これに従うものとする。

(計画変更の協議)

第6条 丙は、その事業計画(自然保護措置計画を含む。)を変更しようとするときは、事前に甲および乙に協議するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲、乙および丙が協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙および丙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 岡 山 県
岡 山 県 知 事

印

乙 〇〇市（町村）
〇〇市（町村）長

印

丙 〇〇〇〇株式会社
代表取締役

印

別 記

協定書第2条第2項の「別記」については、自然保護協定実施要綱の自然保護基準にもとづいて、各種開発、土地の状況などに応じ協議の整ったものについて、できるだけ具体的に記述し添付するものとする。

6 検査事務処理要領

1 工事完了検査及び立ち入り検査

(1) 完了検査

岡山県県土保全条例（以下「条例」という。）第9条の規定により行うものであり、工事完了届（第8条第1号）があった場合、開発許可（第5条）又は変更許可（第7条第1項）の内容に適合しているかどうかについて検査を行うものとする。

(ア) 完了確認検査

工事が開発許可の内容のとおり全部完成している場合に実施する。

(イ) 一部完了確認検査

開発区域のうち、あきらかに工区を区分することができる区域について開発許可の内容のとおり完成している場合実施するものであるが、原則としてこのような一部完了検査は行わないものとする。

(2) 立入検査

条例第13条の規定により行うものであり、立入検査をする職員は、随時、現地において工事の実施状況、工作物等の検査を行うものとする。なお、開発行為実施中は必要に応じ現地指導を行うものとする。

(ア) 立入検査

県民局、中山間・地域振興課等で個別に実施する。

(イ) 合同立入検査

県民局、中山間・地域振興課等の関係部課による合同検査であり、工事の進捗状況に応じて実施する。

2 工事完了検査の事務手続

事業主は、工事が開発許可の内容どおり施工されたかどうか自ら検査する。その結果、工事を適正に完了した場合は、岡山県県土保全条例施行規則（以下「規則」という。）第6条の規定により工事完了の日から1週間以内に工事完了の届出（条例第8条）をしなければならない。（市町村を經由）

(1) 事業主において整備する書類

(ア) 工事完了届（要綱様式第4号） 3部

(イ) 完成写真 3部

(ウ) 工事写真（主要工作物等の工事写真） 1部 ※追加部数を求めることがある。

※ 擁壁その他の主要な工作物の工事であって完了後外部からの確認ができなくなるものについては、工事の行程に応じて寸法、形状、位置等を明らかにした写真及び撮影位置図を添付する。

(エ) 検査状況報告書（別記様式2） 3部

※ 工事施行者（請負人）が事業主へ報告するもので、土木施工管理技士又はこれに相当するものが行った検査に基づくものであり、工事全箇所について必要とする。

(オ) 検査状況報告書添付図面 3部

① 土地利用計画図……申請図面に出来形を青字で記入する。

② 主要施設の配置図……申請図面に出来形を青字で記入する。

③ 主要施設の構造図……申請図面に出来形を青字で記入する。また、外部から確認できない箇所は写真等により確認し記入する。

④ 防災施設……申請縦横断面図・構造図等に出来形寸法を青字で記入し容量等がチェックできる資料を提出する。

(2) 届出の受理

市町村は、事業主から完了届の届出があった場合、記載内容及び添付書類の点検を行い、不備があるときは修正補充を終えた後受理する。

(ア) 工事の完了状況及び開発協定履行の有無については、市町村において確認を行う。

(イ) 他法令による許認可の完了検査の有無について確認を行う。

※ 農地転用完了確認等がなされている場合は確認書の写しを添付する。

(3) 検査の実施

県は、工事完了検査の実施にあたっては関係部課との日程調整をし、市町村の協力を得、行うものとし事前に事業主に実施日、検査方法等を連絡するものとする。

(ア) 検査項目

検査は、開発行為許可申請書に基づき行うものとし、その内容は「3 確認要点」を参考とすること。

なお、基礎構造部等、完了時点において確認できないものについては、写真等により確認する。

(イ) 検査結果指示事項の通知

検査の結果、工事の手直し等指示を要する場合は、関係部課及び市町村の意見を踏まえ、県土保全条例に基づく確認検査における指示票（別記様式4）により、市町村及び事業主に通知するものとする。

(ウ) 指示事項に対する措置の報告

(イ)の指示を受けた事業主は、指示事項に対する措置を行い、その結果を工事検査指示事項措置報告書（別記様式5）により報告するものとする。

（添付書類）

- | | |
|-------------------------|----|
| ① 措置報告書 | 3部 |
| ② 措置をした箇所を示す位置図 | 3部 |
| ③ 措置の内容を撮影した写真（施行前、施行後） | 3部 |

(エ) 措置内容の確認

県は、措置報告のあった内容について報告書及び添付書類により、指示のとおり現地が施工されていることを確認する。この場合、必要に応じて現地確認を行うものとする。

(4) 完了確認通知

県は、検査の結果、工事が適正に完了したと認められる場合又は全ての指示事項について措置がなされ、その措置の内容を確認した場合は、開発行為に関する工事の完了確認書（別記様式6）により事業主と市町村に完了又は一部完了を確認したことを通知する。

一部完了確認通知後、残工区についての工事を完了した場合、残工区についての一部完了検査を行うこととなるが、この場合においては残工区の一部完了確認通知をする際に、当該開発行為が全部完了したことを確認した旨、書き添えるものとする。

3 確認要点

(ア) 道路工 …	中心線，幅員，縦横断，勾配等について施行目的を達しうる規模であるかの寸法確認
(イ) 調整池 …	施行目的を達しうる規模であるかの寸法確認，容量確認
沈砂池 …	構造物の安定計算上必要な寸法確認 堤体破壊を生じない程度の品質確認
(ウ) 土留工類 …	背面土，背面法を抑止し，安定させるに必要な寸法確認
(埋設工，護岸工等)	構造物の安定計算上必要な寸法確認 施行目的に達しうる程度の品質確認
(エ) 水路工類 …	地表水暗渠等から誘導された水を安全に流下し得るかの施工状況寸法の確認 漏水を最少限度に止め得る措置及び流末処理等の確認
(オ) 暗渠工類 …	地下水を容易に集水し，排水できる仕様になっているかの確認
(カ) 法面被覆工類 …	法面安定に必要な確認 法面の侵食を防止して植生の活着及び発芽，生育が可能かどうかの確認
(キ) 植栽工 …	植栽目的に合致するかの確認 活着状況の確認
(ク) 他法令の検査 …	他法令の許認可による検査等はできるだけ同日に行い，その完了をもって確認とする。
(ケ) 検査の費用負担 …	破壊検査等の必要がある場合は事業主と協議し，事業主の了解を得た後，実施すること。

様式 1

指 導 記 録 簿

年 月 日	曜日	事業者名	
		開発地名	
県担当者職氏名			
指 導 事 項			
事業主 又は 施行者	立会者職氏名		

様式2

検査状況報告書

年 月 日

事業主 殿

住 所

検査者職氏名

㊦

年 月 日に実施した

完成検査の状況は、下記のとおりでありました。

記

開 発 場 所		
開 発 目 的		
区 域 面 積		
工 事 施 行 者 氏 名		
工 期	年 月 日から 年 月 日	
項 目	計 画 寸 法 等	出 来 形 寸 法 等
切 土	法 勾 配	
	小 段	
	排 水 施 設	
	法 面 保 護	
盛 土	法 勾 配	
	小 段	
	排 水 施 設	
	法 面 保 護	
	土 質	
填 圧		

項 目		計 画 寸 法 等	出 来 形 寸 法 等
	断 面 の 大 き さ		
明 渠	勾 配		
	地 揃 え		
	継 目		
	集 水 柵		
	流 末 処 理		
暗 渠	深 さ (径)		
	材 料	規 格	
		量	
	布 設 状 況		
	フ ィ ル タ ー		
流 末 処 理			
コ ン ク リ ー ト 擁 壁	断 面 形 状		
	裏 込 礫	規 格	
		厚	
		詰 込	
	水 抜		
	コ ン ク リ ー ト 強 度	$\sigma_7 = \quad \text{N/mm}^2$ $\sigma_{28} = \quad \text{N/mm}^2$	$\sigma_7 = \quad \text{N/mm}^2$ $\sigma_{28} = \quad \text{N/mm}^2$
	〃 締 固 め		
	〃 打 継		
伸 縮 継 目			
ブ ロ ッ ク (石 積) 擁 壁	ブ ロ ッ ク 規 格	控 長	控 長
	胴 込 コ ン ク リ ー ト	量	
		充 填	
	裏 込 礫	規 格	
		厚	
		詰 込	
水 抜			

項 目		計 画 寸 法 等	出 来 形 寸 法 等	
	断 面 形 状			
	積 み 方			
鉄 線 籠 工	籠 規 格	籠目 用線	籠目 用線	
	詰 石	規格		
	地 揃 え			
	断 面 形 状			
コ ン ク リ ト ダ ム	床 堀	基 礎 地 盤 両 岸 突込み		
	堤 体 断 面 形 状			
	放 水 路 規 格			
	水 叩 部			
	流 末 処 理			
	コ ン ク リ ー ト	強 度	$\sigma_{7} = \text{N/mm}^2$ $\sigma_{28} = \text{N/mm}^2$	$\sigma_{7} = \text{N/mm}^2$ $\sigma_{28} = \text{N/mm}^2$
		打 継		
		締 固 め		
	有 効 貯 砂 (水) 量		V = m^3	V = m^3
洪 水 調 節 量		V = m^3	V = m^3	
埋 戻 し				
フ イ ル ダ ム	床 堀	基 礎 地 盤 両 岸 突込み		
	放 水 路 規 格			
	水 叩 部			
	堤 体 断 面 形 状	天 端 厚		
		水 表 法		
		水 裏 法		
	流 末 処 理			
心 綱 土	材 料			
	転 圧			

項 目		計 画 寸 法 等	出 来 形 寸 法 等	
フ イ ル ダ ム	心綱土	遮水性		
		断 面 状 形		
	盛 土	材 料		
		転 圧		
		法 面 保 護		
	有効貯砂(水)量		V = m ³	V = m ³
	洪水調節量		V = m ³	V = m ³
沈 砂 池	構 造			
	容 量	V = m ³	V = m ³	
緑 化 工	草・木, 種子			
	発 芽 状 況			
	安 定 性			
仮設工の 処 理	鉄線籠工			
	柵 工			
	沈 砂 池			
残 土 処 理 状 況				

- 添付書類
- | | |
|-------------------------|------------------|
| 1 主要施設の配置図
(土地利用計画図) | } 図面に朱書記入 (各寸法等) |
| 2 主要施設の構造図 | |
- 3 記入する数値は標準的な位置で記入する。

開発行為に関する工事の検査報告書

許可年月日・番号	年 月 日 番 号
許可を受けた者の住所及び氏名	
施行者の住所及び氏名	
開発区域又は工区に含まれる地域の名称	
着手及び竣工年月日	着手 年 月 日 竣工 年 月 日
工事完了届出年月日	年 月 日
完了検査年月日 中間	年 月 日
工事の内容	
検査の結果	
検査員職・氏名	
検査立会人	
備考	

様式4

県土保全条例に基づく確認検査における指示票

検査年月日			
施行場所			
事業主		施行業者	
開発目的			
開発規模			
指示者 (所属・職名・氏名)			
指示事項		根拠	

工事検査指示事項措置報告書

1 許可年月日

2 許可番号

3 目的

4 位置

5 事業主

6 施行者

7 検査年月日

指 示 事 項	事 後 措 置

上記指示事項について事後措置したので報告します。

年 月 日

岡山県 ○○○ 殿

事業主

職名, 氏名

(注)措置前, 措置後の写真を添付すること。

開発行為に関する工事の完了確認書

第 号
年 月 日

殿

岡山県 ○○○○

下記の開発行為に関する工事は 年 月 日検査の結果、岡山県県土保全条例第5条の規定による開発許可の内容に適合していることを確認しました。

記

1 許 可 番 号	年 月 日 第 号
2 開発区域または工区に 含まれる地域の名称	
3 許可を受けた者の住所 お よ び 氏 名	

許可から完了までのフローチャート

